

基本計画書

基本計画書																																										
事項		記入欄							備考																																	
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更																																								
フリガナ設置者		コリツカ` 信` クウジ`ン ヤマ`チカ` 信`ク 国立大学法人 山口大学																																								
フリガナ大学の名称		ヤマ`チカ` 信`ク 山口大学 (Yamaguchi University)																																								
大学本部の位置		山口県山口市吉田1677番地1																																								
大学の目的		本学は、「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」を理念に、地域の基幹総合大学及び世界に開かれた教育研究機関として、たゆまぬ研究及び社会活動並びにそれらの成果に立脚した教育を実践し、地域に生き、世界に羽ばたく人材を育成することを目的とする。（国立大学法人山口大学学則第3条 抜粋）																																								
新設学部等の目的		地域における医師不足の解消が喫緊の課題であり、地域の医師確保等に早急に対応するため、また基礎医学及び社会医学に関する研究医養成拠点として、研究医の養成を行うため、令和8年度において、19名の入学定員の増員を行うものである。																																								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	医学部医学科の今回の19名の入学定員の増員は、令和8年度のみ臨時定員増である。 また、医学部医学科の令和7年度における収容定員は698人である。 <table><tr><th>(人)</th><th>入学定員</th><th>編入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>令和7年度</td><td>109</td><td>10</td><td>698</td></tr><tr><td>令和8年度</td><td>109</td><td>10</td><td>700</td></tr><tr><td>令和9年度</td><td>90</td><td>10</td><td>683</td></tr><tr><td>令和10年度</td><td>90</td><td>10</td><td>666</td></tr><tr><td>令和11年度</td><td>90</td><td>10</td><td>647</td></tr><tr><td>令和12年度</td><td>90</td><td>10</td><td>628</td></tr><tr><td>令和13年度</td><td>90</td><td>10</td><td>609</td></tr></table> 【】内はひと・まち未来共創学環の定員の内数とする。	(人)	入学定員	編入学定員	収容定員	令和7年度	109	10	698	令和8年度	109	10	700	令和9年度	90	10	683	令和10年度	90	10	666	令和11年度	90	10	647	令和12年度	90	10	628	令和13年度	90	10	609
	(人)	入学定員	編入学定員	収容定員																																						
	令和7年度	109	10	698																																						
	令和8年度	109	10	700																																						
	令和9年度	90	10	683																																						
	令和10年度	90	10	666																																						
	令和11年度	90	10	647																																						
	令和12年度	90	10	628																																						
	令和13年度	90	10	609																																						
	医学部 医学科	6	109 (90)	2年次 10	609 (590)	学士(医学)	医学関係	令和8年4月 第1年次	山口県宇部市南小串1丁目1番1号																																	
	保健学科	4	120	-	480	学士(看護学、保健学)	保健衛生学関係	平成13年4月 第1年次	同上																																	
	計		229 (210)	2年次 10	1,089 (1,070)																																					
	人文学部 人文学科	4	185	-	740	学士(文学)	文学関係	平成28年度 第1年次	山口県山口市吉田1677番地1																																	
	教育学部 学校教育教員養成課程	4	155	-	620	学士(教育学)	教育学・保育学関係	平成10年度 第1年次	山口県山口市吉田1677番地1																																	
	経済学部 経済学科	4	130 【5】	-	520 【20】	学士(経済学)	経済学関係	昭和24年度 第1年次	山口県山口市吉田1677番地1																																	
	経営学科	4	165	-	660	学士(経済学)	経済学関係	昭和24年度 第1年次																																		
	観光政策学科	4	50 【10】	-	200 【40】	学士(経済学)	経済学関係	平成17年度 第1年次																																		
	計		345		1,380																																					
	理学部 数理科学科	4	50	-	200	学士(理学)	理学関係	平成7年度 第1年次	山口県山口市吉田1677番地1																																	
	物理・情報科学科	4	60	-	240	学士(理学)	理学関係	平成18年度 第1年次																																		
化学科	4	40	-	160	学士(理学)	理学関係	令和13年度 第1年次																																			
生物学科	4	40	-	160	学士(理学)	理学関係	令和13年度 第1年次																																			
地球圏システム科学科	4	30	-	120	学士(理学)	理学関係	平成18年度 第1年次																																			
計		220	-	880																																						
工学部 創成工学科	4	355	3年次 10	1,440	学士(工学)	工学関係	令和8年度 4月第1年次 令和10年度 4月第3年次	山口県宇部市常盤台2丁目16番1号	令和7年7月届出済																																	
建築学科	4	55	- 3年次 10	220	学士(建築学)	工学関係	令和8年度 4月第1年次		令和7年7月届出済																																	
計		410		1,660																																						

情報学部				3年次					山口県宇部市常盤台2丁目16番1号	令和7年7月届出済
情報学科	4	120	10	500	学士(情報学)	工学関係	令和8年度 4月第1年次			
農学部								山口県山口市吉田1677番地1		
生物資源環境科学科	4	50	—	200	学士(農学)	農学関係	平成13年度 第1年次			
生物機能科学科	4	50	—	200	学士(農学)	農学関係	平成13年度 第1年次			
計		100	—	400						
共同獣医学部								山口県山口市吉田1677番地1		
共同獣医学科	6	30	—	180	学士(獣医学)	獣医学関係	令和6年度 第1年次			
国際総合学部								山口県山口市吉田1677番地1		
国際総合科学科	4	125【25】	—	500【100】	学士(学術)	学際領域	平成27年度 第1年次			
ひと・まち未来共創学環	4	40	—	160	学士(学術)	文学関係、経済学関係、工学関係	令和7年度 第1年次	山口県山口市吉田1677番地1		
計		1,919(1,900)	2年次10 3年次20	7,949(7,930)						
同一設置者内における変更状況(定員の移行、名称の変更等)		情報学部 情報学科 (120) (3年次編入学定員) (10) (令和7年7月届出) 工学部 創成工学科 (355) (3年次編入学定員) (10) (令和7年7月届出) 建築学科 (55) (令和7年7月届出) 機械工学科 (△90) (3年次編入学定員) (△5) 社会建設工学科 (△80) 応用化学科 (△90) 電気電子工学科 (△80) (3年次編入学定員) (△5) 知能情報工学科 (△80) (3年次編入学定員) (△10) 感性デザイン工学科 (△55) 循環環境工学科 (△55)							令和8年4月学生募集停止 (3年次編入学定員は令和10年4月学生募集停止)	
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計					
	—	一科目	一科目	一科目	一科目	—単位				
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員(助手を除く)		
新設分	医学部 医学科	人	人	人	人	人	人	人		
		43 (43)	48 (48)	42 (42)	60 (60)	193 (193)	0 (0)	89 (89)		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	43 (43)	48 (48)	42 (42)	60 (60)	193 (193)		大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 105人		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計(a～b)	43 (43)	48 (48)	42 (42)	60 (60)	193 (193)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計(a～d)	43 (43)	48 (48)	42 (42)	60 (60)	193 (193)				

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 105人

保健学科	18 (18)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	3 (3)	138 (138)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	18 (18)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (18)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	18 (18)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (18)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	18 (18)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (18)		
人文学部 人文学科	22 (22)	14 (14)	5 (5)	0 (0)	41 (41)	0 (0)	106 (106)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	22 (22)	14 (14)	5 (5)	0 (0)	41 (41)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	22 (22)	14 (14)	5 (5)	0 (0)	41 (41)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	22 (22)	14 (14)	5 (5)	0 (0)	41 (41)		
教育学部 学校教育教員養成課程	35 (35)	24 (24)	15 (15)	0 (0)	74 (74)	0 (0)	222 (222)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	35 (35)	24 (24)	15 (15)	0 (0)	74 (74)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	35 (35)	24 (24)	15 (15)	0 (0)	74 (74)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	35 (35)	24 (24)	15 (15)	0 (0)	74 (74)		
経済学部 経済学科	10 (10)	7 (7)	3 (3)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	103 (103)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	10 (10)	7 (7)	3 (3)	0 (0)	20 (20)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	10 (10)	7 (7)	3 (3)	0 (0)	20 (20)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	10 (10)	7 (7)	3 (3)	0 (0)	20 (20)		
経営学科	8 (8)	11 (11)	3 (3)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	113 (113)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	8 (8)	11 (11)	3 (3)	0 (0)	22 (22)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	8 (8)	11 (11)	3 (3)	0 (0)	22 (22)		

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 11人

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 9人

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 9人

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 8人

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 9人

c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	8 (8)	11 (11)	3 (3)	0 (0)	22 (22)		
観光政策学科	6 (6)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	91 (91)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (6)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	10 (10)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	6 (6)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	10 (10)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	6 (6)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	10 (10)		
理学部 数理科学科	4 (4)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	13 (13)	0 (0)	96 (96)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	13 (13)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	4 (4)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	13 (13)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	4 (4)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	13 (13)		
物理・情報科学科	7 (7)	5 (5)	2 (2)	4 (4)	18 (18)	0 (0)	106 (106)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	7 (7)	5 (5)	2 (2)	4 (4)	18 (18)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	7 (7)	5 (5)	2 (2)	4 (4)	18 (18)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	7 (7)	5 (5)	2 (2)	4 (4)	18 (18)		
化学科	4 (4)	6 (6)	0 (0)	1 (1)	11 (11)	0 (0)	100 (100)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	6 (6)	0 (0)	1 (1)	11 (11)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	4 (4)	6 (6)	0 (0)	1 (1)	11 (11)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	4 (4)	6 (6)	0 (0)	1 (1)	11 (11)		

大学設置基準別表第一-I
に定める基幹教員数の四
分の三の数 6人

大学設置基準別表第一-I
に定める基幹教員数の四
分の三の数 6人

大学設置基準別表第一-I
に定める基幹教員数の四
分の三の数 6人

大学設置基準別表第一-I
に定める基幹教員数の四
分の三の数 6人

生物学科	4 (4)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	11 (11)	0 (0)	108 (108)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	11 (11)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	4 (4)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	11 (11)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	4 (4)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	11 (11)		
地球圏システム科学科	5 (5)	1 (1)	3 (3)	2 (2)	11 (11)	0 (0)	104 (104)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5 (5)	1 (1)	3 (3)	2 (2)	11 (11)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	5 (5)	1 (1)	3 (3)	2 (2)	11 (11)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	5 (5)	1 (1)	3 (3)	2 (2)	11 (11)		
工学部 創成工学科	32 (32)	30 (30)	8 (8)	15 (15)	85 (85)	1 (1)	122 (122)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	32 (32)	30 (30)	8 (8)	15 (15)	85 (85)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	32 (32)	30 (30)	8 (8)	15 (15)	85 (85)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	32 (32)	30 (30)	8 (8)	15 (15)	85 (85)		
建築学科	5 (5)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	76 (76)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5 (5)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	10 (10)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	5 (5)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	10 (10)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	5 (5)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	10 (10)		

大学設置基準別表第一-I
に定める基幹教員数の四
分の三の数 6人

大学設置基準別表第一-I
に定める基幹教員数の四
分の三の数 6人

大学設置基準別表第一-I
に定める基幹教員数の四
分の三の数 13人

大学設置基準別表第一-I
に定める基幹教員数の四
分の三の数 6人

情報学部 情報学科	8 (8)	9 (9)	0 (0)	7 (7)	24 (24)	0 (0)	60 (60)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	8 (8)	9 (9)	0 (0)	7 (7)	24 (24)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	8 (8)	9 (9)	0 (0)	7 (7)	24 (24)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	8 (8)	9 (9)	0 (0)	7 (7)	24 (24)		
農学部 生物資源環境科学科	6 (6)	7 (7)	0 (0)	3 (3)	16 (16)	0 (0)	99 (99)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (6)	7 (7)	0 (0)	3 (3)	16 (16)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	6 (6)	7 (7)	0 (0)	3 (3)	16 (16)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	6 (6)	7 (7)	0 (0)	3 (3)	16 (16)		
生物機能科学科	10 (10)	3 (3)	0 (0)	3 (3)	16 (16)	0 (0)	90 (90)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	10 (10)	3 (3)	0 (0)	3 (3)	16 (16)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	10 (10)	3 (3)	0 (0)	3 (3)	16 (16)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	10 (10)	3 (3)	0 (0)	3 (3)	16 (16)		
共同獣医学部 共同獣医学科	16 (16)	13 (13)	0 (0)	12 (12)	41 (41)	0 (0)	93 (93)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	16 (16)	13 (13)	0 (0)	12 (12)	41 (41)		
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
小計（a～b）	16 (16)	13 (13)	0 (0)	12 (12)	41 (41)		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
計（a～d）	16 (16)	13 (13)	0 (0)	12 (12)	41 (41)		

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 12人

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 6人

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 6人

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 11人

国際総合科学部 国際総合科学科		11 (11)	10 (10)	8 (8)	0 (0)	29 (29)	0 (0)	93 (93)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	11 (11)	10 (10)	8 (8)	0 (0)	29 (29)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	11 (11)	10 (10)	8 (8)	0 (0)	29 (29)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	11 (11)	10 (10)	8 (8)	0 (0)	29 (29)		
ひと・まち未来共創学環		11 (11)	12 (12)	6 (6)	1 (1)	30 (30)	0 (0)	79 (79)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	11 (11)	12 (12)	6 (6)	1 (1)	30 (30)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	11 (11)	12 (12)	6 (6)	1 (1)	30 (30)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	11 (11)	12 (12)	6 (6)	1 (1)	30 (30)		
計		254 (254)	206 (206)	96 (96)	113 (113)	669 (669)	4 (4)	— (—)
既 設 分	該当なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	小計（a～b）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	計（a～d）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
	計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	合 計	254 (254)	206 (206)	96 (96)	113 (113)	669 (669)	4 (4)	— (—)
	職 種	専 属		そ の 他		計		
事 務 職 員		449 (449)		404 (404)		853 (853)		
技 術 職 員		1,248 (1,248)		157 (157)		1,405 (1,405)		
図 書 館 職 員		8 (8)		0 (0)		8 (8)		
そ の 他 の 職 員		146 (146)		108 (108)		254 (254)		
指 導 補 助 者		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
計		1,851 (1,851)		669 (669)		2,520 (2,520)		

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 11人

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 9人

校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計						
	校 舎 敷 地		514,630㎡	0㎡	0㎡		514,630㎡						
	そ の 他		456,441㎡	0㎡	0㎡		456,441㎡						
	合 計		971,071㎡	0㎡	0㎡		971,071㎡						
校 舎			専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計						
			216,641㎡ (216,641㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	216,641㎡ (216,641㎡)							
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室	1,736室	教 員 研 究 室	139室		大学全体					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		機械・器具	標本					
			冊	電子図書 〔うち外国書〕	種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	点	点					
	大学全体	1,658,064 [466,837] (1,658,064 [466,837])	4,404 [2,433] (4,404 [2,433])	39,579 [15,458] (39,579 [15,458])	7,171 [5,513] (7,171 [5,513])	110 (110)	0 (0)						
	計	1,658,064 [466,837] (1,658,064 [466,837])	4,404 [2,433] (4,404 [2,433])	39,579 [15,458] (39,579 [15,458])	7,171 [5,513] (7,171 [5,513])	110 (110)	0 (0)						
スポーツ施設等			スポーツ施設		講堂		厚生補導施設		大学全体				
			0㎡		0㎡		13,252㎡						
経費 の見 積り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費 の見 積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費 (運営費交付金)			
		教員1人当り研究費等		- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円				
		共同研究費等		- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円				
		図 書 購 入 費	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円					
		設 備 購 入 費	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円					
		学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
	- 千円			- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円					
学生納付金以外の維持方法の概要			-										
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称		山口大学								【】はひと・まち未 来共創学環（学部等 連係課程実施基本組 織等）への提出数 （内数） 令和7年度入学定員 増（19人）		
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地			
	【 学 部 】 人文学部		年	人	年次 人	人		倍				山口県山口市吉田 1677番地1	
	人文学科		4	185	-	740	学士(文学)	1.06 ≪1.02≫ 1.06 ≪1.02≫	平成28年度				
	教育学部							1.05 ≪1.04≫ 1.05 ≪1.04≫	平成10年度	山口県山口市吉田 1677番地1			
	学校教育教員養成課程		4	155	-	695	学士(教育学)						
	経済学部							1.05 ≪1.01≫ 1.07 ≪1.01≫	昭和24年度				山口県山口市吉田 1677番地1
	経済学科		4	130 【5】	—	520 【5】	学士(経済学)	1.02 ≪1.01≫	昭和24年度				
	経営学科		4	165	—	660	学士(経済学)	1.10 ≪1.01≫	平成17年度				
	観光政策学科		4	50 【10】	—	200 【10】	学士(経済学)	1.10 ≪1.01≫					山口県山口市吉田 1677番地1
	理学部							1.06 ≪0.99≫ 1.05 ≪1.00≫	平成7年度				
	数理科学科		4	50	—	200	学士(理学)	1.10 ≪0.99≫	平成18年度				
	物理・情報科学科		4	60	—	240	学士(理学)	1.04 ≪0.98≫	令和3年度				
	化学科		4	40	—	160	学士(理学)	1.00	令和3年度				
	生物学科		4	40	—	160	学士(理学)	1.10 ≪1.00≫	平成18年度				
	地球圏システム科学科		4	30	—	120	学士(理学)						
	医学部							1.01 ≪0.99≫ 1.01 ≪0.99≫	昭和39年度	山口県宇部市南小串 1丁目1番1号			
	医学科		6	109	2年次 10	698	学士(医学)						
	保健学科		4	120	—	480	学士(看護学、保健 学)	1.01 ≪1.00≫	平成12年度				

	工学部						1. 08 《1. 02》		山口県宇部市常盤台 2丁目16番1号	
	機械工学科	4	90	3年次 5	370	学士(工学)	1. 09 《1. 03》	平成2年度		
	社会建設工学科	4	80	—	320	学士(工学)	1. 07 《1. 01》	平成2年度		
	応用化学科	4	90	—	360	学士(工学)	1. 10 《0. 99》	平成19年度		
	電気電子工学科	4	80	3年次 5	330	学士(工学)	1. 08 《1. 02》	平成2年度		
	知能情報工学科	4	80	3年次 10	340	学士(工学)	1. 04 《0. 99》	平成19年度		
	感性デザイン工学科	4	55	—	220	学士(工学)	1. 14 《1. 07》	平成8年度		
	循環環境工学科	4	55	—	220	学士(工学)	1. 08 《1. 05》	平成19年度		
	農学部						1. 07 《1. 03》		山口県山口市吉田 1677番地1	
	生物資源環境科学科	4	50	—	200	学士(農学)	1. 05 《1. 04》	平成13年度		
	生物機能科学科	4	50	—	200	学士(農学)	1. 08 《1. 03》	平成13年度		
	共同獣医学部						1. 01		山口県山口市吉田 1677番地1	
	獣医学科	6	—	—	—	学士(獣医学)	—	平成24年度		令和6年度より学生 募集停止
	共同獣医学科	6	30	—	60	学士(獣医学)	1. 01	令和6年度		
	国際総合科学部						1. 09 《1. 04》		山口県山口市吉田 1677番地1	
	国際総合科学科	4	125 【25】	—	425 【25】	学士(学術)	1. 09 《1. 04》	平成27年度		令和7年度入学定員 増(25人)
										【】はひと・まち未来 共創学環(学部等 連係課程実施基本組 織等)への提出数 (内数)
	ひと・まち未来共創学環	4	40	—	40	学士(学術)	—	令和7年度	山口県山口市吉田 1677番地1	ひと・まち未来共創 学環の収容定員は、 経済学部及び国際総 合科学部の定員の内 数とする。
	【大 学 院】									
	人間社会科学研究科								山口県山口市吉田 1677番地1	
	人文科学専攻	2	7	—	7	修士(文学)	0. 71	令和7年度		
	臨床心理学専攻	2	6	—	6	修士(心理学)	0. 83	令和7年度		
	経済学・経営学専攻	2	22	—	22	修士(経済学)	0. 45	令和7年度		
	共創科学専攻	2	6	—	6	修士(学術)	1. 00	令和7年度		
	人文科学研究科								山口県山口市吉田 1677番地1	令和7年度より学生 募集停止
	人文科学専攻	2	—	—	—	修士(文学)	—	平成28年度		
	教育学研究科								山口県山口市吉田 1677番地1	
	学校臨床心理学専攻	2	—	—	—	修士(教育学)	—	令和元年度		令和7年度より学生 募集停止
	教職実践高度化専攻	2	28	—	56	教職修士(専門職)	0. 69	令和元年度		
	経済学研究科								山口県山口市吉田 1677番地1	
	経済学専攻	2	—	—	—	修士(経済学)	—	昭和50年度		令和7年度より学生 募集停止
	企業経営専攻	2	—	—	—	修士(経済学)	—	平成7年度		令和7年度より学生 募集停止

	医学系研究科 (一貫制博士課程)							山口県宇部市南小串 1丁目1番1号
	医学専攻	4	33	—	132	博士(医学)	1. 12	平成28年度
	(博士前期課程)							
	保健学専攻	2	12	—	24	修士(保健学)	1. 20	平成17年度
	(博士後期課程)							
	保健学専攻	3	5	—	15	博士(保健学)	1. 40	平成19年度
	創成科学研究科							
	(修士課程)						0. 58	
	山口大学・カセサート大学 国際連携農学生命科学専攻	2	6	—	12	修士(農学、生命科学)	0. 58	令和2年度
							1. 03	
	(博士前期課程)							
	基盤科学系専攻	2	38	—	76	修士(理学)	0. 92	平成28年度
								山口県山口市吉田 1677番地1
	地球圏生命物質科学系専攻	2	42	—	84	修士(理学)	1. 04	平成28年度
	機械工学系専攻	2	60	—	120	修士(工学)	1. 04	平成28年度
								山口県宇部市常盤台 2丁目16番1号
	建設環境系専攻	2	74	—	148	修士(工学、学術)	0. 87	平成28年度
	化学系専攻	2	83	—	166	修士(工学、学術)	1. 09	平成28年度
	電気電子情報系専攻	2	107	—	214	修士(工学)	1. 13	平成28年度
	農学系専攻	2	36	—	72	修士(農学、生命科学)	1. 01	平成28年度
							0. 95	
	(博士後期課程)							
	自然科学系専攻	3	7	—	21	博士(理学、学術)	0. 85	平成28年度
								山口県山口市吉田 1677番地1
	システム・デザイン工学系専攻	3	10	—	30	博士(工学、学術)	1. 26	平成28年度
								山口県宇部市常盤台 2丁目16番1号
	環境共生系専攻	3	12	—	36	博士(工学、学術)	1. 08	平成28年度
	物質工学系専攻	3	8	—	24	博士(工学、学術)	0. 54	平成28年度
	ライフサイエンス系専攻	3	7	—	21	博士(医工学、生命 科学、学術)	0. 85	平成28年度
	東アジア研究科							
	東アジア専攻	3	10	—	30	博士(学術)	1. 16	平成13年度
	技術経営研究科							
	技術経営専攻	2	15	—	30	技術経営修士 (専門職)	1. 33	平成17年度
	共同獣医学研究科							
	獣医学専攻	4	6	—	24	博士(獣医学)	1. 91	平成30年度
山口県山口市吉田 1677番地1 山口県宇部市常盤台 2丁目16番1号 山口大学 山口県山口市吉田 1677番地1 鹿児島大学 鹿児島県鹿児島市 郡元1丁目21番24号								
		名 称：図書館 所 在 地：山口市吉田1677番地1、宇部市南小串1丁目1番地1、宇部市常盤台2丁目16番地1 規 模 等：12,835㎡ 設置年月：昭和24年5月1日 目 的：本学の理念に基づいた教育研究に必要な図書館資料を収集、整理及び提供するとともに、 必要とする学術情報を提供し、主として本学の学生及び職員の利用に供することを目的とする。						

附属施設の概要	名 称：附属学校 目 的：学校教育法（昭和22年法律第26号）その他関係法令に規定する教育又は保育を施し、かつ、教育学部の教育計画に従い、教育の理論及び実践に関する研究、実証並びに学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。 ○教育学部附属山口小学校 所在地：山口市白石3丁目1番地1 規模等：4,513㎡ 設置年月：昭和24年5月31日 ○教育学部附属山口中学校 所在地：山口市白石1丁目9番地1 規模等：6,011㎡ 設置年月：昭和24年5月31日 ○教育学部附属光義務教育学校 所在地：光市室積8丁目4番地1 規模等：10,354㎡ 設置年月：令和7年4月1日 ○教育学部附属特別支援学校 所在地：山口市吉田3003 規模等：3,539㎡ 設置年月：昭和54年4月1日 ○教育学部附属幼稚園 所在地：山口市白石3丁目1番地2 規模等：884㎡ 設置年月：昭和41年4月1日 名 称：医学部附属病院 所 在 地：宇部市南小串1丁目1番1号 規 模 等：99,144㎡ 設置年月：昭和42年6月1日 目 的：患者の診療を通じて、医学の教育及び研究を行うことを目的とする。 名 称：工学部附属ものづくり創成センター 所 在 地：宇部市常盤台2丁目16番地1 規 模 等：1,032㎡ 設置年月：平成15年4月1日 目 的：ものづくりを通じて感性の涵養、創造性、独創性及び問題解決能力を育成するため、創成工学教育に関する教育プログラムの開発・実践を行うとともに、ものづくり基盤を推進するための技術教育を行うことを目的とする。 名 称：農学部附属農場 所 在 地：山口市吉田1677番地1 規 模 等：3,108㎡ 設置年月：昭和24年11月1日 目 的：農学に関する実証的な研究及び学生の実験、実習に資することを目的とする。 名 称：共同獣医学部附属動物医療センター 所 在 地：山口市吉田1677番地1 規 模 等：2,115㎡ 設置年月：昭和28年7月1日 目 的：獣医学の臨床教育及び学術研究の目的をもって動物の診療を行う。	
----------------	---	--

国立大学法人山口大学 設置申請に関わる組織の移行表

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
山口大学				山口大学				
人文学部				人文学部				
人文学科	185		740	人文学科	185		740	
教育学部				教育学部				
学校教育教員養成課程	155		620	学校教育教員養成課程	155		620	
経済学部				経済学部				
経済学科	130		520	経済学科	130		520	
	【5】		【20】		【5】		【20】	
経営学科	165		660	経営学科	165		660	
観光政策学科	50		200	観光政策学科	50		200	
	【10】		【40】		【10】		【40】	
理学部				理学部				
数理科学科	50		200	数理科学科	50		200	
物理・情報科学科	60		240	物理・情報科学科	60		240	
化学科	40		160	化学科	40		160	
生物学科	40		160	生物学科	40		160	
地球圏システム科学科	30		120	地球圏システム科学科	30		120	
医学部		2年次		医学部		2年次		
医学科	109	10	698	医学科	109	10	609	定員変更（19）
保健学科	120		480	保健学科	120		480	
工学部		3年次		工学部		3年次		
機械工学科	90	5	370	創成工学科	355	10	1,440	学部の学科の設置（届出）
社会建設工学科	80		320	建築学科	55		220	学部の学科の設置（届出）
応用化学科	90		360					
		3年次		情報学部		3年次		
電気電子工学科	80	5	330	情報学科	120	10	500	学部の設置（届出）
		3年次						
知能情報工学科	80	10	340					
感性デザイン工学科	55		220					
循環環境工学科	55		220					
農学部				農学部				
生物資源環境科学科	50		200	生物資源環境科学科	50		200	
生物機能科学科	50		200	生物機能科学科	50		200	
共同獣医学部				共同獣医学部				
共同獣医学科	30		180	共同獣医学科	30		180	
国際総合科学部				国際総合科学部				
国際総合科学科	125		500	国際総合科学科	125		500	
	【25】		【100】		【25】		【100】	
ひと・まち未来共創学環	【40】		【160】	ひと・まち未来共創学環	【40】		【160】	
計	1,919	10 3年次 20	8,038	計	1,919	10 3年次 20	7,949	
※ひと・まち未来共創学環の収容定員は、経済学部及び国際総合科学部の定員の内数とし、【 】で記載するものは、各学科に係る内数を示す。				※ひと・まち未来共創学環の収容定員は、経済学部及び国際総合科学部の定員の内数とし、【 】で記載するものは、各学科に係る内数を示す。				

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
山口大学大学院				山口大学大学院				
人間社会科学研究科				人間社会科学研究科				
人文科学専攻	7		14	人文科学専攻	7		14	
臨床心理学専攻	6		12	臨床心理学専攻	6		12	
経済学・経営学専攻	22		44	経済学・経営学専攻	22		44	
共創科学専攻	6		12	共創科学専攻	6		12	
教育学研究科				教育学研究科				
教職実践高度化専攻	28		56	教職実践高度化専攻	28		56	
医学系研究科				医学系研究科				
(一貫制博士課程)				(一貫制博士課程)				
医学専攻	33		132	医学専攻	33		132	
(博士前期課程)				(博士前期課程)				
保健学専攻	12		24	保健学専攻	12		24	
(博士後期課程)				(博士後期課程)				
保健学専攻	5		15	保健学専攻	5		15	
創成科学研究科				創成科学研究科				
(修士課程)				(修士課程)				
山口大学・カセサート大学				山口大学・カセサート大学				
国際連携農学生命科学専攻	6		12	国際連携農学生命科学専攻	6		12	
(博士前期課程)				(博士前期課程)				
基盤科学系専攻	38		76	基盤科学系専攻	38		76	
地球圏生命物質科学系専攻	42		84	地球圏生命物質科学系専攻	42		84	
機械工学系専攻	60		120	機械工学系専攻	60		120	
建設環境系専攻	74		148	建設環境系専攻	74		148	
化学系専攻	83		166	化学系専攻	83		166	
電気電子情報系専攻	107		214	電気電子情報系専攻	107		214	
農学系専攻	36		72	農学系専攻	36		72	
(博士後期課程)				(博士後期課程)				
自然科学系専攻	7		21	自然科学系専攻	<u>6</u>		<u>18</u>	定員変更 (△1)
システム・デザイン工学系専攻	10		30	システム・デザイン工学系専攻	10		30	
環境共生系専攻	12		36	環境共生系専攻	12		36	
物質工学系専攻	8		24	物質工学系専攻	<u>5</u>		<u>15</u>	定員変更 (△3)
ライフサイエンス系専攻	7		21	ライフサイエンス系専攻	<u>6</u>		<u>18</u>	定員変更 (△1)
東アジア研究科				東アジア研究科				
東アジア専攻	10		30	東アジア専攻	10		30	
技術経営研究科				技術経営研究科				
技術経営専攻	15		30	技術経営専攻	15		30	
共同獣医学研究科				共同獣医学研究科				
獣医学専攻	6		24	獣医学専攻	<u>10</u>		<u>40</u>	定員変更 (4)
計	640	-	1,417	計	<u>639</u>	-	<u>1,418</u>	

(1) 山口県内における位置関係の図面



山口地区 Yamaguchi Area

- 事務局 Administration Bureau
- 人文学部 Faculty of Humanities
- 教育学部 Faculty of Education
- 経済学部 Faculty of Economics
- 理学部 Faculty of Science
- 農学部 Faculty of Agriculture
- 共同獣医学部 Joint Faculty of Veterinary Medicine
- 国際総合科学部 Faculty of Global and Science Studies
- ひと・まち未来共創学環 School of Collaborative Community Innovation

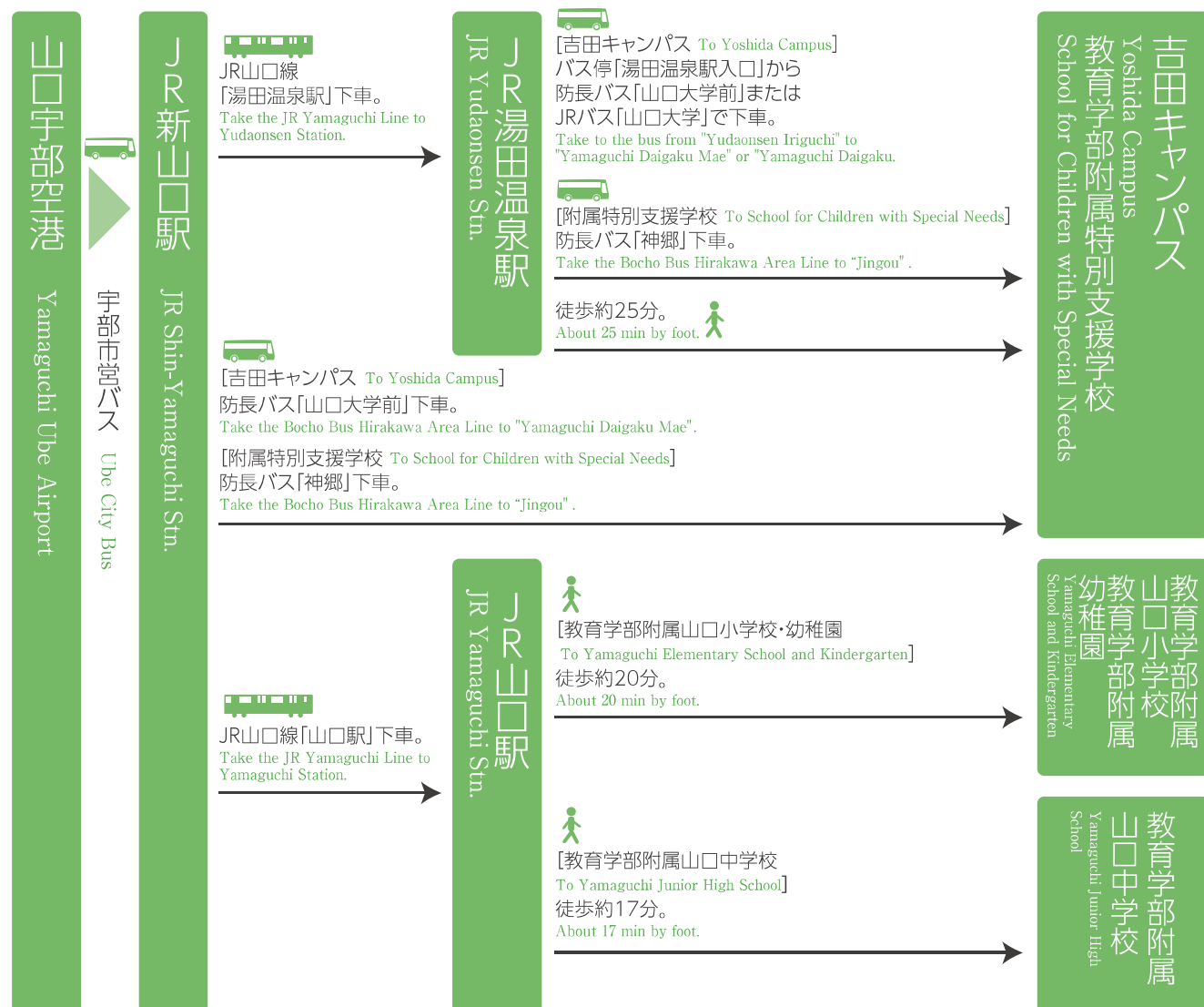
吉田キャンパス／山口市吉田 1677-1
Yoshida Campus / 1677-1 Yoshida, Yamaguchi City, Yamaguchi

- 教育学部附属特別支援学校 山口市吉田 3003
School for Children with Special Needs Affiliated with the Faculty of Education / 3003 Yoshida, Yamaguchi City, Yamaguchi

- 教育学部附属山口小学校 山口市白石3丁目1-1
Yamaguchi Elementary School Affiliated with the Faculty of Education / 3-1-1 Shiraishi, Yamaguchi City, Yamaguchi

- 教育学部附属幼稚園 山口市白石3丁目1-2
Kindergarten Affiliated with the Faculty of Education / 3-1-2 Shiraishi, Yamaguchi City, Yamaguchi

- 教育学部附属山口中学校 山口市白石1丁目9-1
Yamaguchi Junior High School Affiliated with the Faculty of Education / 1-9-1 Shiraishi, Yamaguchi City, Yamaguchi



宇部地区 Ube Area

医学部 Faculty of Medicine and Health Sciences

附属病院 University Hospital

小串キャンパス／宇部市南小串1丁目1番1号
Kogushi Campus / 1-1-1 Minami-Kogushi, Ube City, Yamaguchi

工学部・情報学部 Faculty of Engineering/Faculty of Informatics

常盤キャンパス／宇部市常盤台2丁目16番1号
Tokiwa Campus / 2-16-1 Tokiwadai, Ube City, Yamaguchi



JR新山口駅
JR Shin-Yamaguchi Stn.

【小串キャンパスまで】 To Kogushi Campus

JR宇部線「宇部新川駅」下車。徒歩10分。

Take the JR Ube Line (bound for Ube) to Ube-Shinkawa Station, then walk 10 min.

宇部市営バス宇部新川行き「宇部中央」下車。徒歩10分。

Take the Ube City Bus (bound for Ube-Shinkawa) to "Ube Chuo", then walk 10 min.

【常盤キャンパスまで】 To Tokiwa Campus

JR宇部線「宇部新川駅」下車。バス開線・萩原(開)循環線、ひらき台行き「工学部前」下車。徒歩3分。

Take the JR Ube Line (bound for Ube) to Ube-Shinkawa Station, transfer to the Ube City Bus Hiraki Line or Hagiwara Line (via Sangudori, bound for Hirakidai) to "Kougakubu Mae", then walk 3 min.

宇部市営バス宇部新川行き「宇部新川駅」下車。バス開線・萩原(開)循環線、ひらき台行き「工学部前」下車。徒歩3分。

Take the Ube City Bus (bound for Ube-Shinkawa) to "Ube Shinkawa Eki", transfer to the Ube City Bus Hiraki Line or Hagiwara Line (via Kotoshiba or Sangudori, bound for Hirakidai) to "Kougakubu Mae", then walk 3 min.

山口宇部空港
Yamaguchi Ube Airport

【小串キャンパスまで】 To Kogushi Campus

宇部市営バス「宇部中央」下車。徒歩10分。

Take the Ube City bus to "Ube Chuo" (about 15 min), then walk 10 min.

車またはタクシーで15分。

About 15 min by car or taxi.

【常盤キャンパスまで】 To Tokiwa Campus

宇部市営バス「宇部新川駅」下車。バス開線・萩原(開)循環線、ひらき台行き「工学部前」下車。徒歩3分。

Take the Ube City Bus Airport Line to "Ube-Shinkawa Eki", transfer to the Ube City Bus Hiraki Line or Hagiwara Line (via Kotoshiba or Sangudori, bound for Hirakidai) to "Kougakubu Mae", then walk 3 min.

車で10分。

About 10 min by car or taxi.

小串キャンパス
Kogushi Campus
医学部附属病院
University Hospital
常盤キャンパス
Tokiwa Campus

光地区 Hikari Area

教育学部附属光義務教育学校

Hikari Compulsory Education School Affiliated with the Faculty of Education

光市室積8丁目4-1

8-4-1 Murozumi, Hikari City, Yamaguchi



JR新山口駅
JR Shin-Yamaguchi Stn.



新山口駅からJR山陽本線「光駅」下車。

Take the JR Sanyo Line and get off at Hikari Station.

JR光駅
JR Hikari Stn.

防長バス「室積公園口」下車。

Take the Bocho Bus and get off at "Murozumi Koenguchi".

車またはタクシーで15分。

About 15 min by car or taxi.

岩国錦帯橋空港
Iwakuni Kintaiyo Airport



高速・連絡バス岩国駅前行き「岩国駅前」下車。

Take the bus and get off at "Iwakuni Eki Mae".

JR岩国駅
JR Iwakuni Stn.



JR山陽本線「岩国駅」から「光駅」下車。

Take the JR Sanyo Line and get off at Hikari Station.

教育学部附属光義務教育学校
Hikari Compulsory Education School
Affiliated with the Faculty of Education

配 置 図

配 置 図



国立大学法人山口大学学則（案）

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号）

改正	平成 17 年 3 月 8 日規則第 7 号	平成 17 年 11 月 24 日規則第 1 12 号	平成 18 年 3 月 23 日規則第 3 号
	平成 18 年 9 月 21 日規則第 1 39 号	平成 18 年 12 月 21 日規則第 1 55 号	平成 19 年 3 月 15 日規則第 3 7 号
	平成 20 年 3 月 28 日規則第 7 6 号	平成 21 年 3 月 25 日規則第 30 号	平成 21 年 11 月 25 日規則第 78 号
	平成 22 年 3 月 12 日規則第 2 0 号	平成 22 年 4 月 26 日規則第 62 号	平成 23 年 3 月 11 日規則第 1 8 号
	平成 24 年 3 月 15 日規則第 3 8 号	平成 24 年 9 月 26 日規則第 15 2 号	平成 25 年 3 月 26 日規則第 1 6 号
	平成 26 年 3 月 25 日規則第 4 3 号	平成 26 年 12 月 17 日規則第 1 37 号	平成 27 年 3 月 24 日規則第 1 5 号
	平成 27 年 12 月 9 日規則第 2 76 号	平成 28 年 3 月 8 日規則第 28 号	平成 28 年 9 月 27 日規則第 1 81 号
	平成 29 年 3 月 29 日規則第 3 2 号	平成 30 年 3 月 23 日規則第 13 号	平成 31 年 1 月 28 日規則第 4 号
	平成 31 年 2 月 20 日規則第 1 2 号	平成 31 年 4 月 25 日規則第 93 号	令和 2 年 2 月 19 日規則第 4 号
	令和 2 年 5 月 26 日規則第 10 6 号	令和 2 年 9 月 11 日規則第 129 号	令和 2 年 12 月 17 日規則第 1 43 号
	令和 3 年 2 月 18 日規則第 5 号	令和 4 年 2 月 22 日規則第 10 号	令和 5 年 2 月 15 日規則第 5 号
	令和 5 年 9 月 29 日規則第 59 号	令和 6 年 2 月 27 日規則第 6 号	令和 6 年 3 月 28 日規則第 21 号
	令和 7 年 2 月 21 日規則第 4 号	--年--月--日規則第--号	

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 組織及び運営

第 1 節 構成（第 5 条－第 14 条の 2）

第 2 節 運営組織（第 15 条－第 22 条）

第 3 節 職員組織（第 23 条－第 24 条）

第 3 章 学生通則

- 第 1 節 修業年限，学年，学期，在学期間及び休業日（第 25 条－第 29 条）
 - 第 2 節 教育課程，授業科目，履修方法及び単位（第 30 条－第 38 条）
 - 第 3 節 卒業の要件（第 39 条）
 - 第 4 節 学生定員（第 40 条）
 - 第 5 節 入学，転学，留学，退学，休学，復学及び卒業（第 41 条－第 56 条）
 - 第 6 節 教育職員の免許状授与の所要資格の取得（第 57 条）
 - 第 7 節 研究生，専攻生，科目等履修生及び特別聴講学生（第 58 条・第 59 条）
 - 第 8 節 外国人留学生（第 60 条）
 - 第 9 節 特別の課程（第 60 条の 2）
 - 第 10 節 授業料，検定料及び入学料（第 61 条）
 - 第 11 節 賞罰（第 62 条・第 63 条）
 - 第 12 節 除籍（第 64 条）
 - 第 13 節 寄宿舍（第 65 条）
- 第 4 章 改正（第 66 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この学則は，国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）に基づき設置される国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）の組織及び運営並びに本法人が設置する山口大学（以下「本学」という。）の組織，運営及び学生の修学上必要な事項を定める。

（本法人の業務の範囲等）

第 2 条 本法人は，次の業務を行う。

- （1） 本学を設置し，これを運営すること。
- （2） 学生に対し，修学，進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- （3） 本法人以外の者から委託を受け，又はこれと共同して行う研究の実施その他の本法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- （4） 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供を行うこと。
- （5） 本学における研究の成果を普及し，及びその活用を促進すること。

- (6) 本法人から委託を受けて、本法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第24条の4に規定する知的基盤をいう。以下この号において同じ。)の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に出資すること。
- (7) 本学における研究の成果を活用する事業(本学における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を除く。)であって国立大学法人法施行令(平成15年政令第478号。以下「施行令」という。)で定めるものを実施する者に出資すること。
- (8) 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって施行令で定めるものを実施する者に出資すること。
- (9) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第21条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- (10) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(本学の理念及び目的)

第3条 本学は、「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」を理念に、地域の基幹総合大学及び世界に開かれた教育研究機関として、たゆまぬ研究及び社会活動並びにそれらの成果に立脚した教育を実践し、地域に生き、世界に羽ばたく人材を育成することを目的とする。

(自己点検評価)

第4条 本法人は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の理念及び目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価並びにその結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織及び運営

第1節 構成

(事務所)

第5条 本法人の主たる事務所を山口県山口市吉田1677番地1に置く。

(学部)

第6条 本学に置く学部は、次のとおりとする。

人文学部
教育学部

経済学部
理学部
医学部
工学部
農学部
共同獣医学部
国際総合科学部

(学科及び課程)

第6条の2 学部に所属する学科及び課程の種類は、次のとおりとする。

人文学部	人文学科
教育学部	学校教育教員養成課程
経済学部	経済学科，経営学科，観光政策学科
理学部	数理科学科，物理・情報科学科，化学科，生物学科，地球圏システム科学科
医学部	医学科，保健学科
工学部	機械工学科，社会建設工学科，応用化学科，電気電子工学科，知能情報工学科，感性デザイン工学科，循環環境工学科
農学部	生物資源環境科学科，生物機能科学科
共同獣医学部	共同獣医学科
国際総合科学部	国際総合科学科

2 各学部に関する事項は、別に定める。

(学環)

第7条 本学に、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第41条に定める学部等連係課程実施基本組織として、ひと・まち未来共創学環を置く。

2 ひと・まち未来共創学環の連係協力学部等(大学設置基準第41条に定めるものをいう。)は、教育学部，経済学部，理学部及び国際総合科学部とする。

3 ひと・まち未来共創学環に関する事項は、別に定める。

(大学院)

第8条 本学に、大学院を置き、次の研究科及び課程を設ける。

人間社会科学研究科	修士課程
教育学研究科	専門職学位課程
医学系研究科	博士課程
創成科学研究科	修士課程，博士課程
東アジア研究科	博士課程
技術経営研究科	専門職学位課程
共同獣医学研究科	博士課程

2 大学院及び各研究科に関する事項は、別に定める。

(研究所)

第9条 本学に、次の研究所を置く。

時間学研究所

細胞デザイン医科学研究所

2 研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第9条の2 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(機構)

第10条 本学に、次の機構及びその下部組織を置く。

教育・学生支援機構

教学マネジメント室

アドミッションセンター

教育支援センター

学生支援センター

キャリアセンター

健康科学センター

留学生センター

大学研究推進機構

産学公連携・研究推進センター

先進科学・イノベーション研究センター

知的財産センター

総合科学実験センター

2 機構に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同利用施設)

第10条の2 本学に、次の学内共同利用施設を置く。

ICT 基盤センター

埋蔵文化財資料館

大学評価室

地域未来創生センター

山口学研究センター

教職センター

ダイバーシティ推進室

情報・データ科学教育センター

リサーチファシリティマネジメントセンター

2 学内共同利用施設に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第 11 条 教育学部に、次の附属学校を置く。

附属山口小学校
附属山口中学校
附属光義務教育学校
附属特別支援学校
附属幼稚園

2 附属学校に関する事項は、別に定める。

(学部附属教育研究施設)

第 12 条 学部に、次の附属教育研究施設を置く。

教育学部 附属教育実践総合センター
医学部 附属病院
工学部 附属ものづくり創成センター
農学部 附属農場
共同獣医学部 附属動物医療センター

2 学部附属教育研究施設に関する事項は、別に定める。

(内部監査室)

第 13 条 本法人に、本法人の内部監査に関する業務を行うため、内部監査室を置く。

2 内部監査室に関する事項は、別に定める。

(事務局等)

第 14 条 本法人に、事務局その他の事務組織を置く。

2 事務局その他の事務組織に関する事項は、別に定める。

(総合技術部)

第 14 条の 2 本法人に、総合技術部を置く。

2 総合技術部に関する事項は、別に定める。

第 2 節 運営組織

(役員)

第 15 条 本法人に、役員として、学長及び理事 6 人を置く。

2 役員として、監事 2 人を置く。この場合において、少なくとも 1 人は常勤とする。

(役員の職務及び権限)

第 16 条 学長は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の定めるところにより、大学における全ての校務について、包括的な最終責任者としての権限を有するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、学長を補佐し、本法人の業務を掌理する。

3 監事は、本法人の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

4 理事及び監事に関し必要な事項は、別に定める。

(役員会)

第 17 条 本法人に、本法人における重要事項を議決するための機関として、役員会を置く。

2 役員会は、学長及び理事をもって組織する。

3 役員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第 18 条 本法人に、本法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第 19 条 本法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

第 20 条 本法人に、学長の選考及び解任を行う機関として、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第 21 条 各学部及びひと・まち未来共創学環(以下「学部等」という。)に、教授会を置く。

2 教授会に関する事項は、別に定める。

(会計規則)

第 22 条 本法人の資産、予算、決算その他会計に関する事項は、別に定める。

第 3 節 職員組織

(職員)

第 23 条 本法人に、役員以外に次の職員を置き、学長が任命する。

大学教育職員

附属学校教育職員

事務系職員

施設系技術職員

教育研究系技術職員

図書系職員

技能系職員

医療職員

看護職員

教務職員

- 2 本法人に、前項のほか、非常勤職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。
- 4 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(特命理事)

第 23 条の 2 本法人に、特命理事を置くことができるものとし、学長が任命する。

- 2 特命理事は、本法人の職員をもって充てる。
- 3 特命理事に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長等)

第 24 条 本学に次の副学長等を置き、学長が任命する。

- 2 本学に、副学長若干名を置き、本法人の理事又は職員をもって充てる。
- 3 本学に、副学長補佐を置くことができる。
- 4 各学部に、学部長を置き、人文学部、教育学部、経済学部、共同獣医学部及び国際総合科学部にあっては当該学部の教授を、理学部にあっては理学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を、医学部にあっては大学院医学系研究科の教授を、工学部にあっては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を、農学部にあつては農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授をもって充てる。
- 5 ひと・まち未来共創学環に、学環長を置き、ひと・まち未来共創学環の教育研究を担当する教授をもって充てる。
- 6 各学部に、副学部長を置き、人文学部、教育学部、経済学部、共同獣医学部及び国際総合科学部にあっては当該学部の教授を、理学部にあっては理学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を、医学部にあっては大学院医学系研究科の教授を、工学部にあっては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を、農学部にあつては農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授をもって充てる。
- 7 ひと・まち未来共創学環に、副学環長を置き、ひと・まち未来共創学環の教育研究を担当する教授をもって充てる。

- 8 学部の学科に、学科長を置くことができるものとし、その学部の教授(理学部にあっては理学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授、医学部にあっては大学院医学系研究科の教授、工学部にあっては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授、農学部にあつては農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授)をもって充てる。
- 9 教育・学生支援機構及び大学研究推進機構に、機構長を置き、副学長をもって充てる。
- 10 教育・学生支援機構及び大学研究推進機構に、副機構長を置き、教授をもって充てる。
- 11 時間学研究所及び細胞デザイン医科学研究所に、所長を置き、職員等をもって充てる。
- 12 第2項から第8項まで、第10項及び前項の職員に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学生通則

第1節 修業年限、学年、学期、在学期間及び休業日

(修業年限)

第25条 学部等の修業年限は、次のとおりとする。

人文学部	4年
教育学部	4年
経済学部	4年
理学部	4年
医学部	6年(医学科)
	4年
工学部	4年
農学部	4年
共同獣医学部	6年
国際総合科学部	4年
ひと・まち未来共創学環	4年

- 2 学生が、職業を有している等の事情により、前項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する学生(以下「長期履修学生」という。)となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本学科目等履修生又は第60条の2に規定する特別の課程を履修した者として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、

当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該学部等の定める期間を修業年限に通算することができる。

(学年)

第 26 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 27 条 学年を次の 2 学期に分ける。

前学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(在学期間)

第 28 条 在学期間は、修業年限の 2 倍を超えることはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあっては、修業年限の 2 倍を超えない範囲内で山口大学医学部規則において年次により定める在学期間を超えて在学することはできない。

(休業日)

第 29 条 学年中授業を行わない日(休業日)は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

創立記念日 6 月 1 日

春季休業 4 月 1 日から 4 月 7 日まで

夏季休業 8 月 1 日から 9 月 30 日まで

冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

- 2 臨時の休業日は、その都度学長が、定める。
- 3 必要がある場合は、学長は、第 1 項の休業日を臨時に変更し、又は休業日の期間中においても、授業を課することがある。

第 2 節 教育課程、授業科目、履修方法及び単位

(教育課程の編成)

第 30 条 教育課程は、本学、学部等及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を第 31 条第 1 項に定める区分に従って開設し、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(共同教育課程)

第 30 条の 2 本学，学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には，他の大学が開設する授業科目を，当該学科の教育課程の一部とみなして，当該学科及び他の大学ごとにそれぞれ同一内容の教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。

（共同獣医学部の共同教育課程の編成）

第 30 条の 3 共同獣医学部の教育課程は，鹿児島大学との共同教育課程とし，本学及び鹿児島大学並びにそれぞれの共同獣医学部及び共同獣医学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を，第 31 条の 2 第 1 項に定める区分に従って本学及び鹿児島大学が共同で開設し，体系的に編成するものとする。

（国際総合科学部の教育課程の編成）

第 30 条の 4 国際総合科学部の教育課程は，第 30 条第 1 項の規定にかかわらず，国際総合科学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を，第 31 条の 3 第 1 項に定める区分に従って開設し，体系的に編成するものとする。

（連携開設科目）

第 30 条の 5 本学，学部等及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には，大学設置基準第 19 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する大学等連携推進法人の認定を受けた一般社団法人やまぐち共創大学コンソーシアムの社員が設置する他の大学が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を本学において開設したものとみなすことができる。

（授業科目の区分及び履修方法）

第 31 条 授業科目の区分は，次のとおりとする。

（1） 共通教育科目

- （ア） 教養コア系列
- （イ） 英語系列
- （ウ） 一般教養系列
- （エ） 専門基礎系列
- （オ） 教職基礎系列
- （カ） 教養展開系列
- （キ） 日本語系列

（2） 専門科目

2 前項に規定する各科目において開設する各授業科目及びその履修方法は，別に定める。

(共同獣医学部の授業科目の区分及び履修方法)

第 31 条の 2 共同獣医学部の授業科目の区分は，前条第 1 項の規定にかかわらず，次のとおりとする。

(1) 共通教育科目

(ア) 一般教養教育科目

(イ) 体育・健康科目

(ウ) 初期教育科目

(エ) 外国語科目

(2) 基礎教育科目

(3) 専門教育科目

2 前項に規定する各科目において開設する授業科目及びその履修方法は，別に定める。

3 共同獣医学部の学生が，鹿児島大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位は，本学における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(国際総合科学部の授業科目の区分及び履修方法)

第 31 条の 3 国際総合科学部の授業科目の区分は，第 31 条第 1 項の規定にかかわらず，次のとおりとする。

(1) 基盤科目

(2) 展開科目

(3) コミュニケーション科目

(4) 創造支援科目

(5) キャリア・デザイン科目

(6) 課題解決科目

2 前項に規定する各科目において開設する授業科目及びその履修方法は，別に定める。

(授業の方法)

第 31 条の 4 授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第31条の5 学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学(外国の大学又は外国の短期大学を含む。以下第34条及び第59条において同じ。)において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学において科目等履修生又は学校教育法第105条に定める特別の課程を履修した者として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第32条第2項の場合に準用する。

- 3 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 4 前3項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位(第31条の5の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第32条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(履修科目の登録の上限)

第35条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限は、学部等規則の定めるところによる。

- 2 学部等規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業日時数)

第36条 授業日時数は、学部等において定める。

(単位の授与)

第37条 教育課程の修了は、所定の授業科目の修了によるものとし、授業科目の修了者には所定の単位を与える。

- 2 授業科目修了の単位の認定は、当該学部等の教授会の意見を聴いて、当該学部等の長が行う。

(成績評価基準等の明示等)

第37条の2 授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定は、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の計算方法)

第38条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を特に考慮する必要がある場合には、次の区分により当該各号に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (1) 講義及び演習 15 時間から 30 時間までの範囲で第 31 条第 2 項の別に定める時間の授業
 - (2) 実験、実習及び実技 30 時間から 45 時間までの範囲で第 31 条第 2 項の別に定める時間の授業。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部において定める時間の授業。
 - (3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う授業科目 その組み合わせに応じ、前項各号又は前 2 号に規定する基準を考慮して学部等において定める時間の授業
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、学部等規則において単位数を定めることができる。

第 3 節 卒業の要件

(卒業の要件)

- 第 39 条 卒業の要件は、第 25 条に定める修業年限以上在学するとともに、所定の授業科目を履修し、単位を修得することその他の学部等規則に定める要件を満たすこととする。
- 2 第 31 条の 4 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は、60 単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として学部等が定める単位数が大学設置基準で卒業の要件として定める単位数を超える場合は、その超える単位数に 60 単位を加えたものを同項の授業の方法により修得することができる単位数とする。
- 3 在学期間に関しては、第 1 項に定める所定の単位を優れた成績で修得した者(医学部医学科及び共同獣医学部の学生を除く。)については、3 年以上 4 年未満の在学で足りるものとする。
- 4 第 31 条の 5 の規定により修得したものとみなすものとする単位数は 30 単位を超えないものとする。

第 4 節 学生定員

(学生定員)

- 第 40 条 学生定員(鹿児島大学共同獣医学部を含む。)は、次のとおりとする。

学部等	学科・課程	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
人文学部	人文学科	185			740
教育学部	学校教育教員養成課程	155			620
経済学部	経済学科	130 【5】			520 【20】
	経営学科	165			660
	観光政策学科	50 【10】			200 【40】
理学部	数理科学科	50			200
	物理・情報科学科	60			240
	化学科	40			160
	生物学科	40			160
	地球圏システム科学科	30			120
医学部	医学科	90	10		590
	保健学科				
	看護学専攻	80			320
	検査技術科学専攻	40			160
工学部	機械工学科	90		5	370
	社会建設工学科	80			320
	応用化学科	90			360
	電気電子工学科	80		5	330
	知能情報工学科	80		10	340
	感性デザイン工学科	55			220
	循環環境工学科	55			220
農学部	生物資源環境科学科	50			200
	生物機能科学科	50			200
共同獣医学部	共同獣医学科	30			180
	(鹿児島大学共同獣医学部 共同獣医学科)	(30)			(180)
	〈計〉	〈60〉			〈360〉
国際総合科学部	国際総合科学科	125 【25】			500 【100】
ひと・まち未来 共創学環		40			160
計		1,900	10	20	7,930

備考 (1) 本表中編入学とは転入学を含むものとする。

(2) ()で記載するものは、鹿児島大学共同獣医学部共同獣医学科の入学定

員及び収容定員を示す。

(3) 〈〉で記載するものは、共同教育課程を編成する学部全体の入学定員及び収容定員を示す。

(4) 計欄の数字には、鹿児島大学共同獣医学部共同獣医学科の入学定員及び収容定員は含まない。

(5) ひと・まち未来共創学環の入学定員及び収容定員は、経済学部及び国際総合科学部の定員の内数とし、【】で記載するものは、各学科に係る内数を示す。

第5節 入学、転学、留学、退学、休学、復学及び卒業

(入学の時期)

第41条 入学は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第42条 学部等に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。))による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)

(7)の2 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

(8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により他の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものは、学部等に入学することができる。

(1) 高等学校に 2 年以上在学した者

(2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に 2 年以上在学した者

(3) 外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。)の当該課程に 2 年以上在学した者

(5) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 150 条第 3 号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において 2 年以上在学した者

(6) 文部科学大臣が指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則第 4 条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第 4 条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で、17 歳に達したもの

(入学者の選考)

第 43 条 学長は、入学志願者に対して学力試験等を行い、当該学部等の教授会の意見を聴いて、合格者を決定する。

2 入学者の選考に関する事項は、別に定める。

(編入学)

第 44 条 次の各号のいずれかに該当する者で本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得して退学した者

- (3) 短期大学を卒業した者(学校教育法施行規則第155条第2項第3号から第5号までの規定により、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を含む。)
- (4) 高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たしたものを修了した者
- (6) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者
- (7) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

(転入学等)

- 第45条 他の大学の学生、外国の大学の学生若しくは我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で本学に転入学を志願する者又は他の学部等から転学部を志願する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。
- 2 転入学を志願する者は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

(再入学)

- 第46条 本学を第49条の規定により退学した者又は第64条第1項第1号の規定により除籍された者が、当該退学又は除籍後2年以内に同一の学部等、学科に再入学を願い出たときは、選考の上許可することがある。ただし、学校教育法第102条第2項の規定により医学、歯学又は獣医学の博士課程への入学を認められた者にあつては、当該退学又は除籍後2年を超えて願い出ることができる。

(入学手続及び入学許可)

- 第47条 第43条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納めなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
- 3 前2項の規定は、編入学、転入学又は再入学の者についてもこれを適用する。

(編入学者等の単位の認定)

第 48 条 編入学，転入学，再入学又は転学部を許可された者の既修得単位の認定及び在学すべき期間の決定は，当該学部等の教授会の意見を聴いて，当該学部等の長が行う。

(退学)

第 49 条 退学しようとする学生は，書面をもって学長に願い出てその許可を得なければならない。

(転学)

第 50 条 他の大学に入学又は転学を志願しようとする学生は，書面をもって学長に願い出てその許可を得なければならない。

(留学)

第 51 条 外国の大学で学修することを志願する学生は，学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は，第 25 条に定める修業年限に算入することができる。

(休学)

第 52 条 学生は，次の場合学長の許可を得て休学することができる。

(1) 疾病により 2 か月以上学修することができないとき。

(2) その他特別の理由によって学修できないとき。

2 学長は，前項各号のいずれかに該当し，学修することが適当でないと認めた場合は，当該学部等の教授会の意見を聴いて，休学を命ずることがある。

(休学期間)

第 53 条 休学の期間は，通算して 4 年を超えることができない。ただし，医学部医学科及び共同獣医学部にあっては 6 年を超えることができない。

(休学期間の算入)

第 54 条 休学した期間は，在学期間に算入する。ただし，修業年限には算入しない。

(復学)

第 55 条 休学している学生が復学する場合は，学長の許可を得なければならない。

(卒業の認定及び学位の授与)

第 56 条 学長は，所定の修業年限を終え，かつ，所定の教育課程を修了した者には，卒業を認定し，学士の学位を授与する。ただし，共同獣医学部にあっては，鹿児島大学と連名で学位を授与するものとする。

- 2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学部等名	専攻分野の名称
人文学部	文学
教育学部	教育学
経済学部	経済学
理学部	理学
医学部	医学，看護学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
共同獣医学部	獣医学
国際総合科学部	学術
ひと・まち未来共創学環	学術

- 3 学位に関する事項は、別に定める。

第6節 教育職員の免許状授与の所要資格の取得

(教育職員の免許)

- 第57条 教育職員の免許状を受けようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学部の学科又は課程において、取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

第7節 研究生，専攻生，科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生，専攻生及び科目等履修生)

- 第58条 特定研究，特殊専門事項の研究又は1若しくは複数の授業科目の履修を希望する本学の学生以外の者であって、本学において相当の研究能力又は学力があると認めた者に対しては、教育研究に支障のない場合に限り、研究生，専攻生又は科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 研究生，専攻生及び科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

- 第59条 他の大学，短期大学又は高等専門学校で、本学において授業科目の履修を志願する学生があるときは、当該他の大学，短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

第8節 外国人留学生

(外国人留学生)

第 60 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第 9 節 特別の課程

(履修証明プログラム)

第 60 条の 2 本学の学生以外の者を対象に、社会の多様なニーズに応じた様々な分野の学習機会を提供するため、必要があると認められる場合には、学校教育法第 105 条に定める特別の課程(以下「履修証明プログラム」という。)を編成することができる。

2 履修証明プログラムに関する事項は、別に定める。

第 10 節 授業料、検定料及び入学料

(授業料、検定料及び入学料)

第 61 条 授業料、検定料及び入学料の額、徴収方法その他必要な事項は、別に定める。

第 11 節 賞罰

(表彰)

第 62 条 研究その他の業績の顕著な学生に対して、学長は、教育研究評議会の意見を聴いて、適当な方法をもって表彰することがある。

(懲戒)

第 63 条 本法人の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった学生に対しては、当該学部等の教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本学の秩序を著しく乱した者

(3) 学生の本分に著しく反した者

第 12 節 除籍

(除籍)

第 64 条 次の各号のいずれかに該当する学生は、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお所定の期日までに納付しない者

(2) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可になった者又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になった者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

(3) 第 28 条に定める在学期間を超えた者

2 学長は、前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する学生は、当該学部等の教授会の意見を聴いて、除籍する。

(1) 成業の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく欠席が長期にわたり、修業の意思がないと認められる者

第 13 節 寄宿舍

(寄宿舍)

第 65 条 本法人に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する事項は、別に定める。

第 4 章 改正

(改正)

第 66 条 この学則の改正は、役員会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 25 条第 2 項の規定は、平成 16 年度入学者から適用する。

3 この学則施行前に法人化される前の山口大学に在学し、この学則施行の日に本学に在学することとなる学生の教育課程及び教育職員の免許に関する廃止前の山口大学学則(昭和 40 年規則第 13 号)の規定は、当該者が本学に在学しなくなるまでの間、なおその効力を有する。

附 則(平成 17 年 3 月 8 日規則第 7 号)

1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 工学部機械工学科(夜間主コース)及び工学部電気電子工学科(夜間主コース)は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 17 年 4 月 1 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、平成 17 年度から平成 19 年度までの経済学部経済学科、国際経済学科、経済法学

科，観光政策学科及び商業教員養成課程並びに工学部機械工学科（夜間主コース）及び電気電子工学科（夜間主コース）の収容定員並びに収容定員の計は，次のとおりとする。

学部	学科	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
経済学部	経済学科	405	390	375
	国際経済学科	235	230	225
	経済法学科	295	290	285
	観光政策学科	30	60	90
	商業教員養成課程	55	50	45
工学部	機械工学科 （夜間主コース）	30	20	10
	電気電子工学科 （夜間主コース）	30	20	10
	計	8,140	8,120	8,100

附 則（平成 17 年 11 月 24 日規則第 112 号）

この学則は，平成 17 年 12 月 1 日から施行し，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 5 条の規定は，平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 3 月 23 日規則第 33 号）

- この学則は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 理学部自然情報科学科及び化学・地球科学科並びに工学部社会建設工学科（夜間主コース）及び知能情報システム工学科（夜間主コース）は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条の規定にかかわらず，平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。
- この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，平成 18 年度から平成 20 年度までの理学部の各学科（数理科学科を除く。）並びに工学部社会建設工学科（夜間主コース）及び知能情報システム工学科（夜間主コース）並びに計の収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
理学部	自然情報科学科	300	200	100
	化学・地球科学科	210	140	70
	物理・情報科学科	60	120	180
	生物・化学科	80	160	240
	地球圏システム科学科	30	60	90
工学部	社会建設工学科（夜間主コース）	60	40	20

部	知能情報システム工学科(夜間主コース)	60	40	20
計		8,080	8,020	7,960

- 4 平成 18 年 3 月 31 日に理学部自然情報科学科及び化学・地球科学科並びに工学部機械工学科(夜間主コース)，電気電子工学科(夜間主コース)，社会建設工学科(夜間主コース)及び知能情報システム工学科(夜間主コース)に在学し，平成 18 年 4 月 1 日以後引き続き当該学科に在学する者の教育職員の免許は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 9 月 21 日規則第 139 号)

この学則は，平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 21 日規則第 155 号)

この学則は，平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 15 日規則第 37 号)

- 1 この学則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日に次表の左欄の学科に在学し，平成 19 年 4 月 1 日に引き続き同学部に在学する者は，平成 19 年 4 月 1 日から同表の右欄の学科に在学するものとする。

工学部応用化学工学科	工学部応用化学科
工学部知能情報システム工学科	工学部知能情報工学科

- 3 工学部機能材料工学科は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 19 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 4 平成 19 年 3 月 31 日以前の入学者の在学期間は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 28 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 5 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，平成 19 年度から平成 21 年度までの工学部の機械工学科(夜間主コースを除く。)，電気電子工学科(夜間主コースを除く。)，知能情報工学科(夜間主コースを含む。)，感性デザイン工学科，循環環境工学科及び機能材料工学科の収容定員並びに平成 19 年度及び平成 20 年度の計の収容定員は，次のとおりとする。

学科	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
----	----------	----------	----------

機械工学科	350	360	365
電気電子工学科	325	330	330
知能情報工学科	310	320	330
Ⅱ（夜間主コース）	40	20	
感性デザイン工学科循	205	210	215
環環境工学科	55	110	165
機能材料工学科	235	150	75
計	8,020	7,960	/

- 6 平成 19 年 3 月 31 日に工学部感性デザイン工学科又は工学部機能材料工学科に在学し、平成 19 年 4 月 1 日以後引き続き当該学科に在学する者の教育職員の免許は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則別表（第 57 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 76 号）

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日以前の入学者の共通教育科目は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 31 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日規則第 30 号）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度から平成 23 年度までの教育学部学校教育教員養成課程、情報科学教育課程、健康科学教育課程及び総合文化教育課程の収容定員、平成 21 年度から平成 25 年度までの医学部医学科の収容定員並びに計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科・課程	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学校教育教員養成課程	430	460	490	/	/
情報科学教育課程	150	140	130	/	/
健康科学教育課程	150	140	130	/	/
総合文化教育課程	150	140	130	/	/
医学科	560	570	580	590	600
計	7,930	7,940	7,950	7,960	7,970

附 則（平成 21 年 11 月 25 日規則第 78 号）

この学則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日規則第 20 号)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度から平成 26 年度までの医学部医学科の収容定員及び計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科・課程	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
医学部医学科	579	598	617	636	655
計	7,949	7,968	7,987	8,006	8,025

附 則(平成 22 年 4 月 26 日規則第 62 号)

この学則は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 11 日規則第 18 号)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度から平成 27 年度までの医学部医学科の収容定員及び計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科・課程	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
医学部医学科	601	623	645	667	679
計	7,971	7,993	8,015	8,037	8,049

附 則(平成 24 年 3 月 15 日規則第 38 号)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農学部獣医学科は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の学科・年次に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。この場合において、その者の修業年限、卒業の要件、休学期間、学位の授与及び教育職員の免許は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 25 条第 1 項、第 39 条第 3 項、第 53 条、第 56 条第 2 項及び別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 平成 24 年度から平成 28 年度までの農学部獣医学科及び共同獣医学部獣医学科の収容定員並びに平成 24 年度から平成 27 年度までの計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
農学部獣医学科	150	120	90	60	30
共同獣医学部獣医学科 (鹿児島大学共同獣医学部獣医学科)	30 (30)	60 (60)	90 (90)	120 (120)	150 (150)
〈計〉	〈60〉	〈120〉	〈180〉	〈240〉	〈300〉
計	7,993	8,015	8,037	8,049	／

附 則(平成 24 年 9 月 26 日規則第 152 号)

この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日規則第 16 号)

- この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 25 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。)に編入学，再入学又は転入学する者を含む。)の共通教育科目は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 31 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 医学部医学科の第 3 年次編入学定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、平成 25 年度に限り、なお従前の例による。
- 平成 25 年度から平成 27 年度までの医学部医学科の収容定員及び計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
医学部医学科	655	677	689
計	8,025	8,047	8,059

附 則(平成 26 年 3 月 25 日規則第 43 号)

- この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。)に編入学，再入学又は転入学する者を含む。)の共通教育科目は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 31 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 12 月 17 日規則第 137 号)

この学則は，平成 26 年 12 月 17 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 24 日規則第 15 号)

- 1 この規則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学部実践臨床教育課程，情報科学教育課程，健康科学教育課程及び総合文化教育課程並びに経済学部国際経済学科，経済法学科及び商業教員養成課程は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条の規定にかかわらず，平成 27 年 3 月 31 日に当該課程又は学科に在学する者が当該課程又は学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。この場合において，その者の学位の授与及び教育職員の免許は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 56 条第 2 項及び別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，平成 27 年度から平成 29 年度までの教育学部学校教育教員養成課程，実践臨床教育課程，情報科学教育課程，健康科学教育課程及び総合文化教育課程並びに経済学部経済学科，経営学科，国際経済学科，経済法学科，観光政策学科及び商業教員養成課程並びに国際総合科学部国際総合科学科の収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	570	620	670
	実践臨床教育課程	60	40	20
	情報科学教育課程	90	60	30
	健康科学教育課程	90	60	30
	総合文化教育課程	90	60	30
経済学部	経済学科	400	440	480
	経営学科	555	590	625
	国際経済学科	165	110	55
	経済法学科	210	140	70
	観光政策学科	140	160	180
	商業教員養成課程	30	20	10
国際総合科学部	国際総合科学科	100	200	300

附 則(平成 27 年 12 月 9 日規則第 276 号)

この学則は、平成 27 年 12 月 9 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 8 日規則第 28 号)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 人文学部人文社会学科及び言語文化学科は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。この場合において、その者の教育職員の免許は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 57 条第 2 項及び別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までの人文学部人文社会学科、言語文化学科及び人文学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人文学部	人文社会学科	285	190	95
	言語文化学科	270	180	90
	人文学科	185	370	555

附 則(平成 28 年 9 月 27 日規則第 181 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 29 日規則第 32 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日規則第 13 号)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「経済財政改革の基本方針 2009 における地域の医師確保等の観点からの平成 22 年度医学部入学定員増」, 「新成長戦略における地域の医師確保等の観点からの平成 23 年度医学部入学定員増」及び「新成長戦略における地域の医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員増」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018 における地域の医師確保等の観点からの令和 2 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018 及び令和 4 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 4 年度医学部入学定

員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2019 及び令和 5 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 5 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018，経済財政運営と改革の基本方針 2019 及び令和 6 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 6 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018，経済財政運営と改革の基本方針 2019 及び令和 7 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 7 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2024 及び令和 8 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 8 年度医学部入学定員の増加」に基づく平成 30 年度から令和 13 年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員，平成 30 年度の医学部保健学科の収容定員並びに平成 30 年度から令和 13 年度までの計の入学定員及び収容定員は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

学科・課程	定員	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
医学部医学科	入学定員	107	107	107	107	107
	収容定員	692	692	692	692	692
医学部保健学科	収容定員		/	/	/	/
看護学専攻		330				
検査技術科学専攻		165				
計	入学定員	1,917	1,917	1,917	1,917	1,917
	収容定員	8,047	8,032	8,032	8,032	8,032

学科・課程	定員	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
医学部医学科	入学定員	109	109	109	109	90
	収容定員	694	696	698	700	683
医学部保健学科	収容定員	/	/	/	/	/

看護学専攻 検査技術科学専攻						
計	入学定員	1,919	1,919	1,919	1,919	1,900
	収容定員	8,034	8,036	8,038	8,040	8,023

学科・課程	定員	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
医学部医学科	入学定員	90	90	90	90
	収容定員	666	647	628	609
医学部保健学科	収容定員	/	/	/	/
看護学専攻 検査技術科学専攻					
計	入学定員	1,900	1,900	1,900	1,900
	収容定員	8,006	7,987	7,968	7,949

附 則(平成31年1月28日規則第4号)

この学則は、平成31年1月28日から施行する。

附 則(平成31年2月20日規則第12号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月25日規則第93号)

この学則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和2年2月19日規則第4号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月26日規則第106号)

この学則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和2年9月11日規則第129号)

この学則は、令和2年9月11日から施行する。

附 則(令和2年12月17日規則第143号)

この学則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和 3 年 2 月 18 日規則第 5 号)

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。)に編入学，再入学又は転入学する者を含む。)の共通教育科目は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 31 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 理学部生物・化学科は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条の規定にかかわらず，令和 3 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。この場合において，その者の教育職員の免許は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 4 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，令和 3 年度から令和 5 年度までの理学部生物・化学科，化学科及び生物学科の収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理学部	生物・化学科	240	160	80
	化学科	40	80	120
	生物学科	40	80	120

附 則(令和 4 年 2 月 22 日規則第 10 号)

この学則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 15 日規則第 5 号)

この学則は，令和 5 年 4 月 1 日から施行し，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 31 条の 3 の規定は，令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 5 年 9 月 29 日規則第 59 号)

この学則は，令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 2 月 27 日規則第 6 号)

- 1 この学則は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 共同獣医学部獣医学科は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条の規定にかかわらず，令和 6 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者(同年 4 月

1 日以降にその者と同一の学科・年次に編入学，再入学又は転入学する者を含む。)が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，令和 6 年度から令和 10 年度までの共同獣医学部獣医学科及び共同獣医学科の収容定員は，次のとおりとする。

学部・学科	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
共同獣医学部獣医学科	150	120	90	60	30
(鹿児島大学共同獣医学部獣医学科)	(150)	(120)	(90)	(60)	(30)
〈計〉	〈300〉	〈240〉	〈180〉	〈120〉	〈60〉
共同獣医学部共同獣医学科	30	60	90	120	150
(鹿児島大学共同獣医学部共同獣医学科)	(30)	(60)	(90)	(120)	(150)
〈計〉	〈60〉	〈120〉	〈180〉	〈240〉	〈300〉

附 則(令和 6 年 3 月 28 日規則第 21 号)

この学則は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 2 月 21 日規則第 4 号)

- 1 この学則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，令和 7 年度から令和 9 年度までの教育学部学校教育教員養成課程並びに経済学部経済学科及び観光政策学科並びに国際総合科学部国際総合科学科並びにひと・まち未来共創学環の収容定員は，次のとおりとする。

学部等	学科・課程	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	695	670	645
経済学部	経済学科	520 【5】	520 【10】	520 【15】
	観光政策学科	200 【10】	200 【20】	200 【30】
国際総合科学部	国際総合科学科	425 【25】	450 【50】	475 【75】
ひと・まち未来共創学環		40	80	120

備考 ひと・まち未来共創学環の収容定員は，経済学部及び国際総合科学部の定員の内数とし，【】で記載するものは，各学科に係る内数を示す。

附 則（--年--月--日規則第--号）

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第57条関係）

学部	学科・課程	取得できる免許状	
		種類	教科
人文学部	人文学科	中学校教諭一種免許状	国語，社会，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，英語
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状	
		幼稚園教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，情報，英語
		特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者，肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域）	
経済学部	経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民
	経営学科	高等学校教諭一種免許状	商業
理学部	数理科学科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学
	物理・情報科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科，情報
	化学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	生物学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	地球圏システム科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
工学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	社会建設		

	工学科 応用化学 科 電気電子 工学科 循環環境 工学科		
	知能情報 工学科	高等学校教諭一種免許状	情報
農学部	生物資源 環境科学 科	高等学校教諭一種免許状	農業

国立大学法人山口大学学則の一部改正について（案）

改正理由

このたびの国立大学法人山口大学学則の一部改正は、医学部の入学定員の増加に伴い、経過措置として規定する令和 8 年度から令和 13 年度までの学生定員を改めることによるものである。

学則変更（案）様式

学則（新）					学則（旧）				
（学生定員） 第 40 条 学生定員（鹿児島大学共同獣医学部を含む。） は、次のとおりとする。					（学生定員） 第 40 条 学生定員（鹿児島大学共同獣医学部を含む。） は、次のとおりとする。				
学部	学科・課程	入学定員	第 2 年次編入学定員	収容定員	学部	学科・課程	入学定員	第 2 年次編入学定員	収容定員
医学部	医学科	90	10	590	医学部	医学科	90	10	590
（略）					（略）				
附 則（平成 30 年 3 月 23 日規則第 13 号） 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 2 「経済財政改革の基本方針 2009 における地域の医師確保等の観点からの平成 22 年度医学部入学定員増」，「新成長戦略における地域の医師確保等の観点からの平成 23 年度医学部入学定員増」及び「新成長戦略における地域の医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員増」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018 における地域の医師確保等の観点からの令和 2 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018 及び令和 4 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 4 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2019 及び令和 5 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 5 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018，経済財					附 則（平成 30 年 3 月 23 日規則第 13 号） 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 2 「経済財政改革の基本方針 2009 における地域の医師確保等の観点からの平成 22 年度医学部入学定員増」，「新成長戦略における地域の医師確保等の観点からの平成 23 年度医学部入学定員増」及び「新成長戦略における地域の医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員増」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018 における地域の医師確保等の観点からの令和 2 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018 及び令和 4 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 4 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2019 及び令和 5 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 5 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018，経済財				

政運営と改革の基本方針 2019 及び令和 6 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 6 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018，経済財政運営と改革の基本方針 2019 及び令和 7 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 7 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2024 及び令和 8 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 8 年度医学部入学定員の増加」に基づく平成 30 年度から令和 13 年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員，平成 30 年度の医学部保健学科の収容定員並びに平成 30 年度から令和 13 年度までの計の入学定員及び収容定員は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

学科・課程	定員	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医学部医学科	入学定員	107	107	107
	収容定員	692	692	692
医学部保健学科 看護専攻 検査技術専攻	収容定員	330 165		
計	入学定員	1, 917	1, 917	1, 917
	収容定員	8, 047	8, 032	8, 032

政運営と改革の基本方針 2019 及び令和 6 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 6 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018，経済財政運営と改革の基本方針 2019 及び令和 7 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 7 年度医学部入学定員の増加」に基づく平成 30 年度から令和 12 年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員，平成 30 年度の医学部保健学科の収容定員並びに平成 30 年度から令和 12 年度までの計の入学定員及び収容定員は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

学科・課程	定員	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医学部医学科	入学定員	107	107	107
	収容定員	692	692	692
医学部保健学科 看護専攻 検査技術専攻	収容定員	330 165		
計	入学定員	1, 917	1, 917	1, 917
	収容定員	8, 047	8, 032	8, 032

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
107	107	109	109	109	109
692	692	694	696	698	700
1,917	1,917	1,919	1,919	1,919	1,919
8,032	8,032	8,034	8,036	8,038	8,040

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
90	90	90	90	90
683	666	647	628	609
1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
8,023	8,006	7,987	7,968	7,949

附 則(一年一月一日規則第一号)
この学則は、令和8年4月1日から施行する。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
107	107	109	109	109	90
692	692	694	696	698	681
1,917	1,917	1,919	1,919	1,919	1,900
8,032	8,032	8,034	8,036	8,038	8,021

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
90	90	90	90
664	647	628	609
1,900	1,900	1,900	1,900
8,004	7,987	7,968	7,949

学則の変更の趣旨等を記載した書類

【学則変更（収容定員変更）の内容】

山口大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員（編入学定員を除く。）については、平成 21 年度に「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき 5 名の恒久定員増により 90 名となった。その後、「緊急医師確保対策」に基づき平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増を実施し、平成 22 年度には「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき令和元年度までの期限を付した 9 名の臨時定員増を実施した。さらに、平成 23 年度に「新成長戦略」に基づき平成 31 年度までの期限を付した 3 名の臨時定員増を実施した。このうち、「緊急医師確保対策」に基づく平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増については、平成 30 年度に平成 31 年度までの期限を付した再度の入学定員増を実施した。その後、令和元年度に令和 3 年度までの期限を付した 17 名の臨時定員増、令和 3 年度に令和 4 年度限りの期限を付した 17 名の臨時定員増を実施した。令和 4 年度に令和 5 年度限り、令和 5 年度に令和 6 年度限り及び令和 6 年度に令和 7 年度限りの期限を付した 19 名の臨時定員増を実施した。

令和 7 年度を期限とする 19 名の入学定員数について、令和 8 年度までの期限を付した入学定員増を行い、令和 8 年度に入学定員増を行わない場合の 90 名から 109 名に変更する。これに併せて、収容定員についても令和 8 年度限りの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、令和 8 年度に入学定員増を行わない場合の 590 名から 609 名に変更する。

【学則変更（収容定員変更）の必要性】

山口県の令和 2 年度の「医師偏在指標」は全国平均（239.8）と比較して 23.6 下回っていたが、令和 5 年 8 月 9 日付け厚生労働省公表の「医師偏在指標」（表 1）では 228.0 となり、全国平均（255.6）と比較して 27.6 下回り、下位 33.3%である『医師少数県』に区分された。保健医療圏毎で比較しても、柳井及び長門保健医療圏では全国平均を大きく下回っている。また、令和 4 年度の山口県の医師の平均年齢（表 2）は全国 46 位となっており、年齢構成の比較（図 1）においても、全国平均より 50 歳までの若手から中堅の医師が少なく、60 歳以上が多く、地域医療の維持確保に危機的な状況にある。

地域医療を担う若い医師の育成は喫緊の課題となっていることから、入学定員を増加し、山口県の地域医療を支える医師の育成を推進する必要がある。

また、山口県において医師不足が懸念されている診療科の対策として、これまでも修学資金援助の特定診療科枠・外科枠を設け、小児科、産婦人科、麻酔科、救急科、放射線治療科、病理診断科、呼吸器内科、総合診療科、外科の育成に取り組んできたが、近年では修学資金援助の希望者が減少してきていること、令和 4 年度の小児科の 15 歳未満人口 10 万対医師数が全国で最も少ないこと等をふまえて見直しを行う必要がある。

同時に、社会的要請の強い分野（法医学等）における研究医の養成を図るため、他大学との連携により教育研究資源を結集して、学部・大学院教育を一貫して見通したプログラムを設定するなどの取り組みを継続して行う必要がある。

(表 1) 医師偏在指標

	全国	山口県	岩国	柳井	周南	山口・ 防府	宇部・ 小野田	下関	長門	萩
医師偏在指標	255.6	228.0	223.9	143.5	192.1	223.4	324.2	224.3	139.5	183.5

(出典：厚生労働省ホームページ「医師確保計画」(令和5年8月9日))

(表 2) 平均年齢の推移と全国順位

区分	H10	H18	H26	H28	H30	R2	R4
全国	47.2 歳	48.1 歳	49.3 歳	49.6 歳	49.9 歳	50.1 歳	50.3 歳
山口県	48.8 歳 (47 位)	49.9 歳 (45 位)	52.1 歳 (46 位)	52.5 歳 (46 位)	53.0 歳 (47 位)	53.3 歳 (47 位)	53.3 歳 (46 位)

(出典：厚生労働省 令和4(2022)年医師・歯科医師・薬剤師統計)

(図 1) 年齢構成の比較



(出典：厚生労働省 令和4(2022)年医師・歯科医師・薬剤師統計)

【学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容】

現状のカリキュラムの骨子は、医学教育モデル・コア・カリキュラム及び医学・医療の進歩に忠実かつ迅速に即したものであり、共用試験（CBT, OSCE）、臨床実習、医師国家試験及び卒後臨床研修に対応した授業内容になっている。また、授業のコース・ユニットの再編により、新しい医学教育（テュートリアル、クリニカル・クラークシップ）や、特徴ある教育（自己開発コース、修学論文テュートリアル）などを取り入れている。なお、先進的な電子シラバスをはじめとして、学生の自発的学習態度を育む IT 活用の教育を実施している。

地域医療に対する取り組みとして、高齢者施設における早期体験実習、県内実習病院やクリニックでのクリニカル・クラークシップによる臨床実習、地域医療実習、山口県医師

会と協働の県内研修病院短期見学実習、山口県医師修学資金受給者の県知事訪問と県内病院見学など様々な取り組みを実施している。

これらのカリキュラムや地域医療に対する取り組みを今後も継続して実施する。

地域医療に対する取り組みを以下に示す。

[高齢者施設における早期体験実習] (1年次必修)

本実習を通じて、山口県の保健医療福祉の実態を把握するとともに、医師の地域における役割について学ぶことができる。

[社会医学課題実習] (3年次必修)

地域の保健・医療、生活環境、労働衛生が抱える問題点を、グループワークにより、山口県内の中山間地域を中心とした現地調査や文献調査等により学ぶことができる。

[プレ臨床実習チュートリアル] (4年次必修)

「プレ臨床実習チュートリアル」の中で、山口県の臨床研修指定病院訪問実習を行っている。山口県の臨床研修指定病院の現状を早い時期から知るとともに、自己のキャリア形成の参考にすることができる。

[臨床系特別専門講義] (5年次必修)

クリニカル・クラークシップ開始前の導入とし、各診療科に対する理解を深めるとともに、将来目指すべきロールモデルを見出すことを目的とし、各領域におけるキャリアパスの説明並びに卒後臨床研修プログラムについて研修医によるパネルディスカッションを行っている。

[臨床実習（地域医療実習を含む）] (4～6年次必修)

「臨床実習」において、山口県内の病院やクリニックでの実習を選択することを可能とし、大学病院とは違った観点から地域医療について学ぶことができる。また、平成25年度から「地域医療実習」を開始し、6年次に地域のクリニック等における5日間程度の診療参加型臨床実習において、将来の専門領域に関わらず、全ての医師が身に付けておくべきプライマリ・ケアに関する基本的教育を行っている。

[山口県内研修病院短期見学実習] (1～3年次希望者対象)

長期休暇中に希望者を対象に、医学の基礎と臨床をつなげる場の一つとして、山口県医師会と協働し、山口県内の病院において1～3日間の実習を行っている。診療科単位での短期見学研修の機会を設け、低学年次から山口県の医療の諸問題について考えることができる。

また、研究医養成のための取組としては、平成7年度に「自己開発コース」を学部3年次に開設し、各研究室等の実践的な研究活動やボランティア活動に参加して、活動の具体的

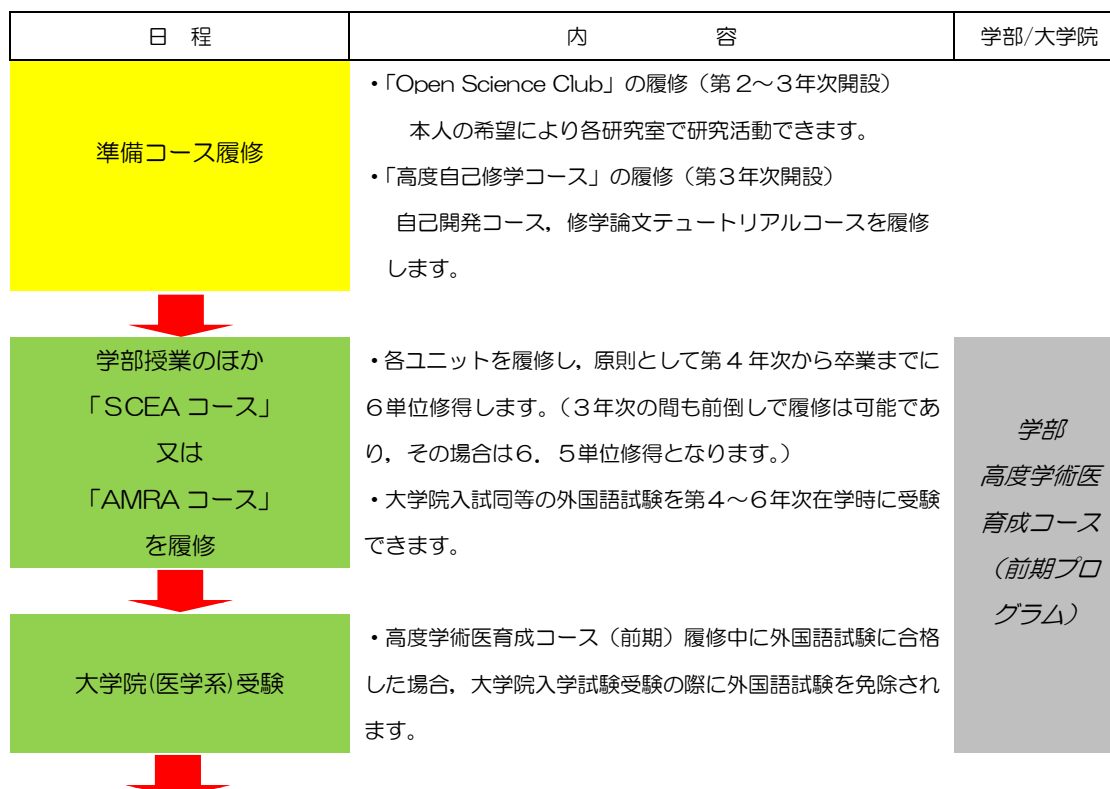
な方法を学び、研究者や社会人と交わることで、学生の学問的・人間的成長を図ってきたが、これを軸に、平成14年度には、全員がその活動成果をチューターの指導のもとプレゼンテーションし、最終的に論文としてまとめる「修学論文テュートリアルコース」を開設した（「高度自己修学コース」）。平成22年度には、選択科目として「Open Science Club」を2～3年次に設定し、研究室を開放して、学生が自由に出入りできるようにすることで研究活動ができる環境を整え、さらに「自己開発コース」の履修以降に選択科目として単位認定する「高度学術医育成コース」を設置した。本コースは、高度学術医育成特別プログラム（SCEAプログラム）と、高度学術医育成一般プログラム（AMRAプログラム）からなり、各プログラムは大学院の共通科目の先取り履修を認めるなど、学部・大学院一貫教育プログラムとなっており、学部学生を対象としたものを前期プログラム、大学院学生を対象としたものを後期プログラムとしている。

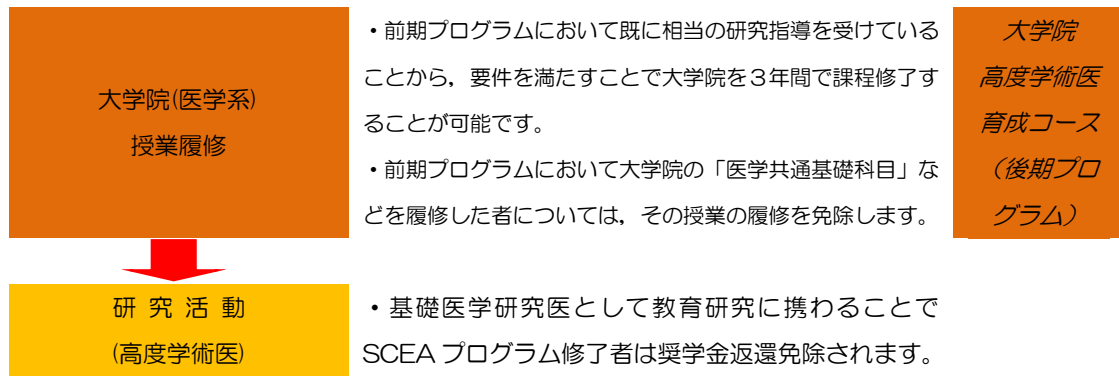
本取組により、Open Science Club→自己開発コース→修学論文テュートリアルコース→高度学術医育成コース（SCEA/AMRA）と、シームレスに研究に携わることができるようになった。

また、大学院においても、平成28年度の改組に合わせて、カリキュラムを見直し、研究倫理、知財科目、トランスレーショナルリサーチ特論科目等、研究遂行上必要な科目の必修化並びに教育の実質化を行った。

これらのカリキュラムや研究医の養成のための取組を今後も継続して実施する。

学部・大学院教育を一貫して見通した研究医養成のためのプログラムを以下に示す。





大学名	国公立
山口大学	国立

1. 現在（令和7年度）の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
109	10	0	698



（収容定員計算用）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
(ア) 入学定員	107	107	107	109	109	109	648
(イ) 2年次編入学定員	10	10	10	10	10	0	50
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	117	117	117	119	119	109	698

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和8年度の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
90	10	0	590



（収容定員計算用）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	計
(ア) 入学定員	90	90	90	90	90	90	540
(イ) 2年次編入学定員	10	10	10	10	10	0	50
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	100	100	100	100	100	90	590
（臨時的な措置で減員した場合、その人数）							

3. 令和8年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
109	10	0	609



（収容定員計算用）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	計
(ア) 入学定員	109	90	90	90	90	90	559
(イ) 2年次編入学定員	10	10	10	10	10	0	50
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	119	100	100	100	100	90	609
（臨時的な措置で減員した場合、その人数）							

増員希望人数

19



（内訳）

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増（地域枠）	17
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増（研究医枠）	2
計	19

1-2. 教育内容

①地域枠学生が卒業に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要（令和8年度）について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

1年次は高齢者施設体験実習(医学入門2a、2b)、2年次は外科の基本手技を学ぶ体験実習(早期外科体験実習、県内外科医不足の課題解決を目的に進路選択の早期動機付け等として外科系全診療科が参加)、3年次は診療所等の実習体験(社会医学課題実習)、4年次からは各診療科1～2日程度の地域医療機関での実習(臨床実習1)、6年次は1週間の中山間地域の病院等より地域に密着したプライマリ・ケア等の実習(臨床実習2のうち地域医療実習)を実施している。5年次の臨床系特別専門講義でキャリアパスを説明している。	(参考：記入例) 1～2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。令和8年度からは、■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。
---	--

②（過去に地域枠を設定したことがある場合）これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成19年度から地域枠による増員を開始し、県知事訪問や地域医療セミナーのほか、キャリア形成に関する個別相談等を実施してきた。令和7年度までに地域枠で587名（地域枠247名、特別枠240名）入学しており、334名（地域枠194名、特別枠140名）の学生が卒業した。そのうち特別枠では125名、地域枠では約8割が附属病院や県内医療機関で地域医療に貢献している。	(参考：記入例) 平成○年度から地域枠による増員を開始し、□□、■などの取組を行ってきた。令和7年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。
---	---

③上記①の教育内容（正規科目）について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1年次	医学入門2a、2b	全員	必修	必修	実習	2	H21以前
2年次	早期外科体験実習	全員	必修	必修	実習	0.5	R3
3年次	社会医学課題実習	全員	必修	必修	実習	2	H21以前
4～5年次	臨床実習1	全員	必修	必修	実習	30	H21以前
5～6年次	臨床実習2	全員	必修	必修	実習	10	H21以前
5年次	臨床系特別専門講義	全員	必修	必修	講義	2.5	H21以前

(※1) 対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」[全員]のうちから選択ください。（地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。）

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例：○週間)	プログラムの概要（1～2行程度）	開始年度
1～6年次	やまぐち地域医療セミナー	全員	山口県関連病院にある「へき地医療支援部」を中心として実行委員会を運営している。	3日	地域医療を担う医療機関等において地域医療や地域の生活環境を体験する。	H21以前

(※1) 対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」[全員]のうちから選択ください。

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。（令和7年度以前から継続する取組を含む）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
修学資金貸与者セミナー	講演会、個人面談等を通して、貸与生同士の交流を図るとともに地域医療実践への理解を深めるため、キャリア支援を行う。	H23
修学資金貸与生勉強会	山口県地域医療に関する実態把握や山口県医師修学資金貸与生のキャリア形成をテーマとする勉強会を学生主体で行う。	H28

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

2. 都道府県等との連携等

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。

なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定 主体	貸与人数	貸与対象	貸与額（例：200,000）		返還免除要件	選抜方法		診療料の選定 の有無	(診療料の選定 がある場合) その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の 有無(※1)			
山口県	5	新入生	200,000	14,400,000	(1) 大学を卒業した日から2年以内に 医師免許を取得し、臨床研修を行った 後、貸付期間(6年)の2倍の期間に 達するまでに、山口県医師修学資金キャ リア形成プログラムの適用を受け、県が個別 に指定する公的医療機関等において、貸 付期間の1.5倍の期間(9年)(うち 4年は過疎地域の病院を指定)、医 師として勤務しなければなりません。 (2) 医師免許取得後の臨床研修は、 山口県内の臨床研修病院で行わなければ なりません。(県内での臨床研修期間 については、返還免除のための勤務期間と して算入されます。) (3) 「山口県医師及び歯科医師修学 資金貸付規則」及び「山口県医師及び 歯科医師修学資金貸付要綱」に定める義 務を確実に履行しなければなりません。	③地域枠入 学者であれば 別途選抜を 実施せず貸与	○	無	大学の関与と 推薦入試Ⅱの特別枠(緊急医師確保対策 枠)の実施	
山口県	10	新入生	150,000	10,800,000	(1) 大学を卒業した日から2年以内に 医師免許を取得し、臨床研修を行っ た後、貸付期間(6年)の2倍の期間に 達するまでに、山口県医師修学資金キャ リア形成プログラムの適用を受け、県が個別 に指定する公的医療機関等において、貸 付期間の1.5倍の期間(9年)、医 師として勤務しなければなりません。 (2) 医師免許取得後の臨床研修は、 山口県内の臨床研修病院で行わなければ なりません。(県内での臨床研修期間 については、返還免除のための勤務期間と して算入されます。) (3) 「山口県医師及び歯科医師修学 資金貸付規則」及び「山口県医師及び 歯科医師修学資金貸付要綱」に定める義 務を確実に履行しなければなりません。	③地域枠入 学者であれば 別途選抜を 実施せず貸与	○	無	大学の関与と 推薦入試Ⅱの特別枠(地域医療再生枠) の実施	

山口県	2	新入生	150,000	10,800,000	(1) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得し、臨床研修を行った後、貸付期間(6年)の2倍の期間に達するまでに、山口県医師修学資金キャリア形成プログラムの適用を受け、県が個別に指定する公的医療機関等の特定の診療科において、貸付期間の1.5倍の期間(9年)、施設して勤務しなければならない。 (2) 医師免許取得後の臨床研修は、山口県内の臨床研修期間で行われなければならない。(県内での臨床研修期間については、派遣先除のための勤務期間として算入されます。) (3) 「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」及び「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付要綱」に定める義務を誠実に履行しなければならない。	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	○	有(義務)	小児科、産婦人科、麻酔科、救急科、放射線治療科、病理診断科、呼吸器内科、総合診療科、外科 外科については基本領域における外科を指し、整形外科、脳神経外科、形成外科を含みません。	大学の関与： 推薦入試Ⅱの特別枠(重点医師確保対策)の実施
山口県	6	その他(備考欄に記入)	150,000	10,800,000	(1) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得し、臨床研修を行った後、貸付期間の2倍の期間に達するまでに、山口県医師修学資金キャリア形成プログラムの適用を受け、県が個別に指定する公的医療機関等において、貸付期間の1.5倍の期間、特定診療科種・外科種の対象であるいずれか診療科を医師として勤務しなければならない。 (2) 医師免許取得後の臨床研修は、山口県内の臨床研修期間で行われなければならない。(県内での臨床研修期間については、貸付期間が5年以上の場合は2年、貸付期間が3年以上5年未満の場合は1年が派遣先除のための勤務期間として算入されます。) (3) 「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」及び「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付要綱」に定める義務を誠実に履行しなければならない。	④その他(備考欄に記入)	×	有(義務)	小児科、産婦人科、麻酔科、救急科、放射線治療科、病理診断科、呼吸器内科、総合診療科、外科 外科については基本領域における外科を指し、整形外科、脳神経外科、形成外科を含みません。	貸与対象：1～6年生、山口大学医学部医学科推薦入試「地域枠」で入学した者のうち、県医師修学資金の貸し付けを希望する者 選抜時期：6月頃(貸付期間は4月から選及)

(※1) 診療科の指定または推薦がある場合は、備考欄に詳細を記入ください。
※該当がない場合は、何も記入せずにそのまま提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。(1～2行程度)

取組の名称	取組の概要(1～2行程度)	開始年度
山口県知事訪問・病院見学	修学資金貸与学生1年生が県庁にて県知事から激励と懇談を行った後、地域医療機関の現場で見学実習を行う。	H30
中四国地区地域医療フォーラム	学生、研修医、大学や県担当者等が参加し、返還事例への対応や理想的な勤務先配置への取組について情報交換や諸課題の検討ワークショップを行った。	H22
山口県知事感謝状贈呈式	定められた期間の勤務を満了した修学資金貸与者に、県知事から地域医療への貢献に対する感謝状の贈呈と懇談を行い、引き続き地域医療への支援を依頼するとともに、他の修学資金貸与者においても当該者をモデルとして地域医療へ貢献していくように意識向上を図った。	R7

※該当がない場合は、何も記入せずに提出ください。

3. 在学中の地域枠学生に対する大学の相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援

在学中の地域枠学生に対する大学の相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援についてご記入ください。(都道府県と連携した取組を含む) (1～2行程度)

取組の名称	取組の概要(1～2行程度)	開始年度
地域枠学生との面談	地域枠として入学をしていることの再確認、山口県、山口大学の医学研究、医療を背負う人材としての期待を伝えることを目的として面談を実施している。	R1

※該当がない場合は、何も記入せずに提出ください。

4. その他

1～3に記入したものの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。(1～3行程度)

特に、都道府県からの医学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組予定がありましたら、ご記入ください。

県内各高校への入試説明会と併せて進路指導担当者とも懇談を行い、その中で地域枠に関する事項を積極的にアナウンスしている。入学後においても、大学教員と懇談や個別面談を行い、県内及び本学の医学・医療を背負う人材としての期待を伝えられている。

1 基礎医学及び社会医学の研究医養成のための入学定員増を実施する趣旨

社会的要請の強い分野（法医学等）における研究医の養成を図るため、他大学との連携により教育研究資源を結集し、学部・大学院教育を一貫して見通したプログラムを設定するなどの取り組みを行う必要がある。

2 研究医養成拠点として相応しい実績

継続的に大学院生を輩出してきた客観的な実績	17年間の基礎医学分野・境界医学分野・社会医学分野の大学院博士課程入学定員数は64名で、うち自大学出身者は基礎医学分野・境界医学分野・社会医学分野で16名となっている。
★送付している別添様式1に記入し、資料として添付すること。	
継続的に研究医を輩出してきた客観的な実績	16年間の大学院博士課程修了者数は基礎医学分野及び社会医学分野で13名となっており、3名は他大学の基礎医学分野、1名は自大学の基礎医学分野、1名は自大学の社会医学分野に就職している。
★送付している別添様式1に記入し、資料として添付すること。	
大学教育改革の支援に関する補助事業の採択実績等	・高度医療人材養成拠点形成事業（高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援）タイプB「持続する教育研究支援体制の構築と屋根瓦方式の人材養成プラン」（令和6年度） ・大学教育再生戦略推進費 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン（令和5年度）（主幹校：岡山大学） ・大学教育再生戦略推進費 多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プラン（平成29年度）（主幹校：岡山大学） ・大学教育再生戦略推進費 高度医療人材養成プログラム慢性の痛みに関する領域（平成28年度） ・概算要求事項 特別経費（プロジェクト分）高度な専門職業人の養成や専門教育機能の充実「高度学術医（アカデミックドクター）の育成を目指した実践参加型医学教育の拡充」
他大学と比較した際に研究医養成拠点として相応しいと考えられる客観的な実績	・本学の科学研究費採択件数については、研究機関別の採択件数（新規採択＋継続分）において、全研究機関中令和5年度29位、令和6年度31位、令和7年度32位と上位を維持している（添付資料1）。 ・基礎医学分野の論文の発表状況について、査読付きの学術雑誌に掲載された英語論文は、平成30年度58編（うちfirst authorのもの14編）（添付資料2-1）令和元年度47編（うちfirst authorのもの14編）（添付資料2-2）令和2年度59編（うちfirst authorのもの21編）（添付資料2-3）となっている。 ※全国平均や全国ランキング等を活用し、他大学と比較して研究医養成拠点として相応しいことが客観的にわかるよう記載すること ※実績を示す資料（図表等）を必要に応じて添付すること

3 研究医養成に関する取組状況①

(1) 設定する学部・大学院教育を一貫して見通した特別コースの概要及び履修者の確保状況

コース名	①高度学術医育成特別プログラム（SCEAプログラム） ②高度学術医育成一般プログラム（AMRAプログラム）
特別コースの概要 （※）	特別コース開始前に、2年次から3年次に、研究室に自由に入出入りし、教員と研究の話をしたり、本人の希望によって各研究室で研究活動ができる「Open Science Club」を設置している。また、3年次には、約半年間にわたり学内外の研究室で研究に従事する「自己開発コース」を設けている。この期間を利用して海外の研究室に留学する学生も年に10名程度いる。その成果は、「修学論文チュートリアルコース」で論文にまとめることを求めている。これら一連の実践研究参加型のカリキュラムを履修することにより、学部学生の早い時期から研究マインドが涵養される体制を整えている。 本学における特別コースは、高度学術医育成特別プログラム（SCEAプログラム）と、高度学術医育成一般プログラム（AMRAプログラム）からなり、各プログラムは、大学院の共通科目の先取り履修を認めるなど、学部・大学院一貫教育プログラムとなっており、学部学生を対象としたものを前期プログラム、大学院学生を対象としたものを後期プログラムとしている。詳細は添付資料3のとおりであり、医学科HPで広く周知している。

※本欄には特別コースの概要を簡潔に記載し、その具体的な内容（学年進行、履修内容等）がわかる資料を別添様式1のフローチャートを含め、添付すること（★）

※特別コース開始後、これまでにその内容に変更があった場合又は今後変更する予定がある場合には、その旨を記載するとともに、変更前と変更後の両方の資料を添付すること

特別コースの履修者の確保状況	★送付している別添様式1に記入し、資料として添付すること。 添付資料4
----------------	--

(2) 複数大学の連携によるコンソーシアムの形成

連携先大学	鳥取大学、岡山大学、徳島大学、愛媛大学、大阪大学
連携先大学との取組の概要（※）	アカドクプロジェクトのコア活動の一つとして、他大学の学生研究活動との交流を通じ、互いに研究心を啓発することを目的とし、中国・四国地区医学生学術交流会を開催した。また、2016年より上記学術交流会ほか3団体を統合し西日本医学生学術フォーラムが立ち上がり、2019年度より以下の大学と「西日本医学生学術フォーラム機構」を設立し、西日本医学生学術フォーラムを継続的に開催し、学生の研究への意欲と能力を高め、将来の基礎医学研究の担い手の育成及び研究マインドを養成している。 （所属大学）[三重大学、大阪大学、山口大学、島根大学、岡山大学、愛媛大学、香川大学、徳島大学、熊本大学、大阪市立大学、奈良県立医科大学、関西医科大学] また、自己開発コースの国内オリジナルコースにおいて、大阪大学に3年次の学生の受け入れを依頼している。直近5年間の実績は以下のとおり。なお、2020年度はコロナ禍のためオリジナルコースが実施できず、2021年度は緊急事態宣言発令地域以外での実施となったため大阪大学で実施できなかった。 2018年度 2名 2019年度 2名 2022年度 3名 2023年度 0名 2024年度 4名 2025年度 1名

※過去に入学定員増を実施した大学においては、過去の取組と今後の取組の両者について記載すること

連携大学との役割分担	
------------	--

(3) 研究医としての従事を条件とする奨学金制度の概要及び奨学金の給付等の状況

奨学金制度名	山口大学医学部及び大学院医学系研究科高度学術医育成コース SCEA奨学金
奨学金の種別	貸与型 ※基盤系分野の研究医として業務に従事した場合は、返還が免除される。
貸与時期・金額	貸与型 ※基盤系分野の研究医として業務に従事した場合は、返還が免除される。
従事要件	貸与型 ※基盤系分野の研究医として業務に従事した場合は、返還が免除される。
奨学金制度の概要 (※)	・ SCEAプログラムを履修する学部生・院生に対して支給される。 ・ 支給月額、学部学生 5 万円、院生 10 万円。 ・ 支給期間は、学部生・院生としてそれぞれ最大 3 年間（通算 6 年間） ・ SCEA奨学生が、基盤系分野の研究医として業務に従事した場合は、返還が免除される。 ※具体的な内容については、添付資料 5（規則）のとおり医学部医学科後援会費にて、毎年、100 万円予算措置をしている。

※本欄には奨学金制度の概要を簡潔に記載し、その具体的な内容（対象者、金額等）がわかる資料を添付すること

※奨学金制度開始後、これまでにその内容に変更があった場合又は今後変更する予定がある場合には、その旨を記載するとともに、変更前と変更後の両方の資料を添付すること

奨学金の給付等の状況	★（1）の特別コースの履修者について、奨学金の給付、貸与等の状況がわかる資料を添付すること（様式自由） 添付資料 6
------------	---

(4) キャリア支援

研究医としてのキャリア支援に関する取組	大学院進学者のさらなる獲得に向けて以下の改善策を講じている。 ・ 特別コース（SCEA/AMRAコース）の前期プログラム登録者に、将来研究医となるための具体的なキャリアパスを明示している。（添付資料7） ・ 大学院進学及び基礎研究の魅力を積極的に伝えるために、継続的に面談を行い、最新の情報を与える。疑問・質問に丁寧に答えるなど、フォローアップを行い、基礎分野への定着を目指す。そのために、前期プログラム登録者の進路を、随時本人の意思を確認しつつ、確実に把握することとする。 ・ 大学院への進学者を増やすために、先取り履修（医学共通基礎科目で令和3年度3名、令和4年度1名の前期プログラム履修生が単位取得）や大学院入試の英語試験を学部時代から受験できること（平成23年度入試から令和7年度入試まで26名の前期プログラム履修生が受験し全員合格）の他に、大きなインセンティブとなり得る大学院の早期修了の基準を明確にして、学部学生に周知している。 ・ 卒後臨床研修中も大学院への進学が可能であること、また、研修を終えた後に、大学院に戻り基礎研究に進むというキャリアパスがあることについて、学部6年生対象の臨床系特別専門講義や各学年オリエンテーションの中で、学生に積極的にアナウンスしている（例えば、病院における病理診断科での診療助教としてキャリアを積める等を含めて）。 ・ 山口大学の卒後研修プログラムの中に、基礎医学分野（病理分野）の講座とのつながりを持てるようなプログラムを組み込んでいる。
---------------------	---

(5) 海外での研究・研修の機会提供の取組及び医学部学生の採用状況

海外での研究・研修の機会提供の取組	学部学生の間は、「自己開発コース」のオリジナルコースにより、語学要件等一定の基準をクリアすれば、約半年間の海外活動を行う機会が与えられる。直近5年間の実績は以下のとおり。なお、2020年度、2021年度はコロナ禍のため海外オリジナルコースが実施できなかった。 <table border="1"> <tr><td>2019年度</td><td>14名</td></tr> <tr><td>2022年度</td><td>3名</td></tr> <tr><td>2023年度</td><td>8名</td></tr> <tr><td>2024年度</td><td>5名</td></tr> <tr><td>2025年度</td><td>7名</td></tr> </table> また、医学部医学科同窓会（添付資料8）や山口大学基金の支援（添付資料9）により海外派遣者のための奨学金・助成金制度も設けている。 研究医となった際、山口大学基金の若手研究者への助成事業（添付資料10）を活用して、海外で1ヶ月以上研修する機会を付与することを検討する。	2019年度	14名	2022年度	3名	2023年度	8名	2024年度	5名	2025年度	7名
2019年度	14名										
2022年度	3名										
2023年度	8名										
2024年度	5名										
2025年度	7名										
医学部学生の採用状況											

4 研究医養成に関する取組状況②

専用の入試枠の設定による選抜の実施の有無	無
実績「有」の場合 選抜方式	
資料	★選抜方法がわかる資料（募集要項等）を添付すること （様式自由）
実績「無」の場合 （※）	※今回の入学定員増にあわせて選抜を実施するよう変更する予定がある場合には、その旨を本欄に記載すること
学生が研究活動を実施するために必要となる研究費の予算措置（※）	・医学部医学科学生の研究マインド醸成のために設立された、西日本12大学による西日本医学生学術フォーラムにおける研究発表のための旅費を大学が負担している。フォーラムでは、「自己開発コース」の優秀学生賞受賞者が研究発表を行う。 ・自己開発コースで学生を受け入れる講座には、運営費から学生指導のための予算が配分される。また、指導の際には、講座の研究費も活用されている。 ・自己開発コースにより海外の大学で研究活動を行う学生の渡航費・滞在費支援のための奨学金制度を同窓会の協力により設立し（国際医学交流助成金）、該当学生に支給している（添付資料8）。 ・教職員及び学外者からの寄附による山口大学基金により、学生の海外派遣等助成金制度を設けている（添付資料9）。

※予算措置の具体的な内容について記載し、必要に応じて資料を添付すること

学生の学会発表、論文発表の機会の設定及び指導体制の構築	
形式	関連学会や西日本医学生学術フォーラムにおける研究発表、修学論文チュートリアルコースの領域内発表会、自己開発コースの中間発表会、報告会、大学院の授業科目「最先端医学研究科目」における認定学会等での発表

具体的な内容 (※)	<学部> ・「自己開発コース」で学生を受け入れた講座内で、指導教員を含めた成果発表・ディスカッション等を行い、研究成果のブラッシュアップを行っている。成果があった学生には、関連学会や西日本医学生学術フォーラムにおける研究発表を奨励している。 ・「自己開発コース」終了後に、発表・質疑応答からなる1人10分程度の報告会を開催し、報告集をとりまとめる。 ・医学・医療を中心とした分野で、論理的な思考をもとにプレゼンテーション能力や論文作成能力を養うために、「修学論文チュートリアルコース」を設けている。原則として自己開発コース期間の活動に基づき、研究テーマを設定し、指導教員（チューター）の個人指導のもとで、学生が自主的に研究データや情報を収集し、解析する。さらにこれらの結果について学術論文を参考にしながら、考察を行い、教員や学生と共に討論し、プレゼンテーションを行う。その後、これらの成果を修学論文としてまとめ、提出する。 ・修学論文チュートリアルコースの領域内発表会で優秀と認められた学生を表彰することでインセンティブを付与している。 <研究科> ・大学院の授業科目に、最先端医学研究科目を設け、認定学会等での発表又は出席することでポイントを獲得し単位が認定される仕組みができています。 ・大学院生の学会発表並びに学術論文の件数を、ポートフォリオを用いて毎年確認する仕組みを作り、学生の研究活動を促進している。
---------------	--

※具体的な発表機会の内容（どのような場・形式での発表機会が確保されているか等）及び指導体制（教員配置等）について記載し、必要に応じて資料を添付すること

研究医となった際の 常勤ポストの確保の 取組	・日本学術振興会の特別研究員や学術研究員等として採用し、研究実績を積めるよう奨励している。 ・山口大学大学院医学系研究科医学専攻テニュアトラック制度により、任期を定めて優れた研究者を採用し、優れた業績をあげた場合にはテニュアが付与されるケースがある。 今後は積極的に日本学術振興会の特別研究員の制度等に申請していく。また、学部・研究科でポスドクを数名雇用できるように、仕組み作りについて検討を進める。
卒業生の状況	SCEAコースから本大学院の基盤系に入学し、研究医となった者は1名おり、現在、東北大学に採用されている。海外留学奨励金などを活用しイェール大学に留学後、帰国し、卓越した研究業績をあげている。
臨床研修により研究 活動が中断されるこ とのないようにする ための配慮	臨床研修を行いながら大学院で無理なく研究を進めることができるよう、社会人特別選抜入試を設けており、入学後も、社会人学生として、大学院1年生の授業を原則遠隔講義として職場で受講できる。また、授業の一部を学部学生時代に単位取得できたり、学部学生時代の研究を大学院の研究実績に活用できる環境を整えている。

その他研究医に必須の能力を養成する上で必要不可欠と考えられる取組	・平成31年1月に完成した総合研究棟A（医修館）（添付資料11）に、SMAC（The Student Medical Academia Center）ラボを新たに設置した。学生がお互いの研究について議論を交わし、切磋琢磨し、基本実験手技や成果発表技術、プレゼンテーション技法の習得、独創的な研究の発想、実験研究の遂行を可能にする場である。当ラボを中心に研究志向の高い学生の育成に取り組んでいく。 ・学部2年次にカリキュラムの中で動物実験の手技を学ぶ機会を提供している。 ・学部3年次の「自己開発コース」において、臨床研究に携わる学生は、臨床研究プロトコルや倫理審査を受けるプロセスを学ぶことができる。 ・平成28年度の研究科改組の際に、研究者倫理、知的財産、トランスレーショナルリサーチ特論・演習等、研究遂行上必要な科目を開講・必修化している。
---	---

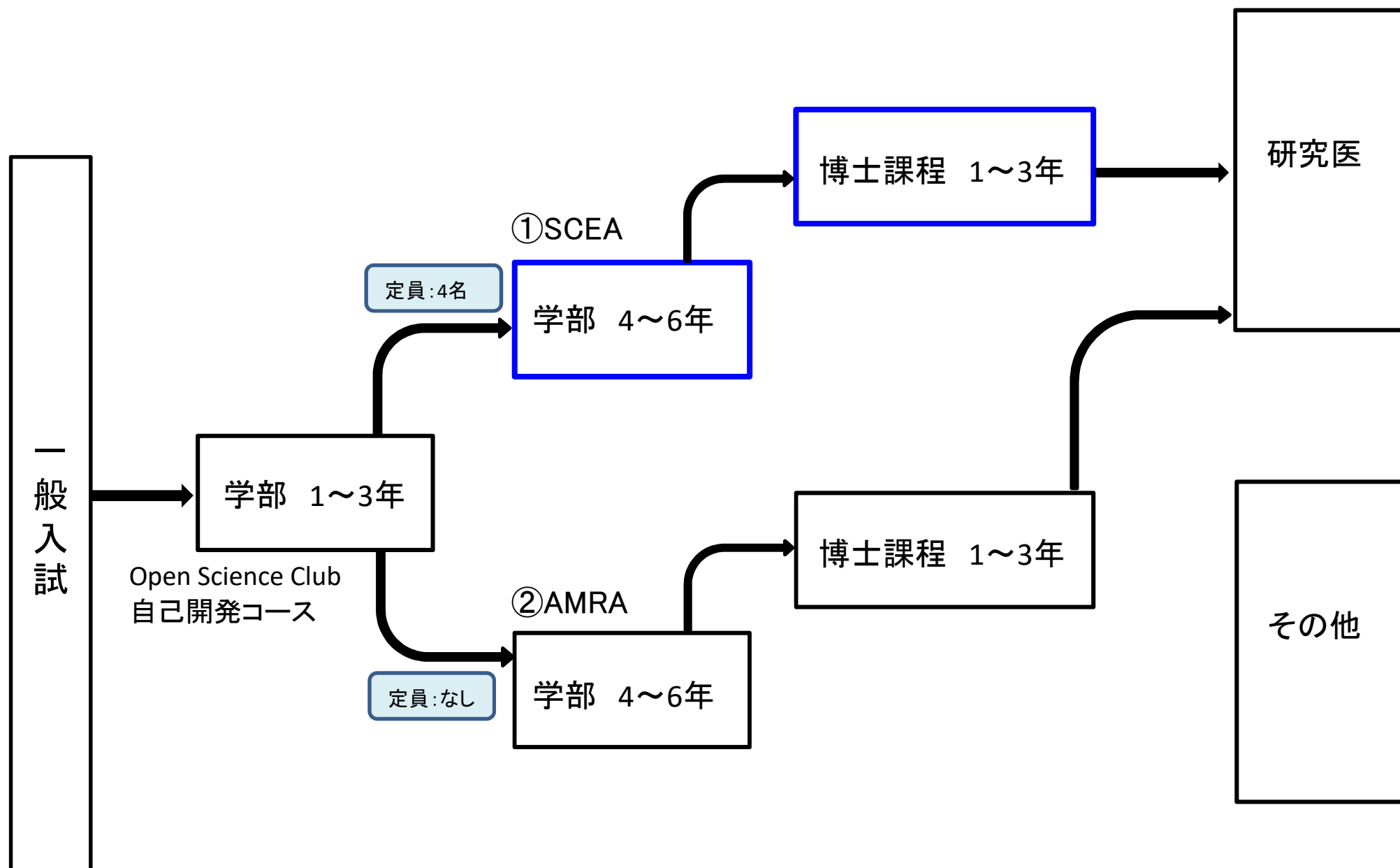
5 過去に当該枠組みにより入学定員増を実施した場合の現在の状況

大学が講ずることとされた措置の履行状況（※）	鳥取大学等からなるコンソーシアムを形成し、セミナーの共同開催等を実施している。また、大学院への進学を奨励し将来の研究医を養成する目的で、「高度学術医育成コース」を設置した。本コースは、高度学術医育成特別プログラム（SCEAプログラム）と、高度学術医育成一般プログラム（AMRAプログラム）からなり、各プログラムは、大学院の共通科目の先取り履修を認めるなど、学部・大学院一貫教育プログラムとなっており、学部学生を対象としたものを前期プログラム、大学院学生を対象としたものを後期プログラムとしている。SCEAプログラムの学生については、奨学金制度も設けている（医学科後援会費で毎年予算措置をしている）（添付資料5、添付資料6）。
-------------------------------	---

※過去に入学定員増を実施した際の要件、当時の増員計画書等を参照し、大学が講ずることとされた措置の全てが履行されていることを確認の上、その状況を記載すること

研究医養成に関する取組の有効性の確認（※）	・有効性については、SCEA / AMRAの両コースに毎年一定数の入学希望者がいること、また、例年、「自己開発コース」の学生に海外渡航者や学外プログラム参加希望者が多く、積極的に自己研鑽・学術探求する姿勢が顕著に見られることにより確認されている。 ・その理由として、学部2年次から3年次にかけて設けられているOpen Science Club（研究室に自由に出入りし、教員と研究について話をしたり、本人の希望によって各研究室で研究ができる）、3年次に、最長5ヶ月にわたり学内の研究室で研究に従事するとともに、海外を含む学外の研究室での研究やボランティア活動に参加できる「自己開発コース」、同じく3年次に、論文作成・発表能力向上のための個別指導を受けられる「修学論文チュートリアル」まで、実践研究参加型カリキュラムの流れが確立されており、学部学生の早い時期から研究マインドが涵養されていることが挙げられる。 ・平成30年度に、各講座に、主に自己開発コース終了後の4～5年生の学会発表並びに論文発表の実績についてのアンケートを実施した結果、相当数の成果（総数：学会発表145件、論文発表46件）があがっており、上記カリキュラムにより、学部学生の研究マインドの涵養が成功していると言える（添付資料12）。 ・平成28年度の研究科改組の際に、カリキュラムを見直し、研究者倫理、知的財産、トランスレーショナルリサーチ特論・演習等、研究遂行上必要な科目の必修化並びに教育の実質化を行った。同時に、文部科学省補助金事業による「がんプロフェッショナル養成コース」や「慢性痛管理学コース」を正規カリキュラムとして設置し、診療科横断型、基盤系・展開系の授業科目からなるコースの受講が可能となった。 ・SCEA / AMRAコースの前期プログラム（学部）修了後、大学院に進学した者は9名（令和7年4月現在）が在籍しており、上記科目を履修しながら、所属講座の枠を超えて、独自の基礎研究を行っている。 ・SCEA / AMRAコース以外の学生で、臨床医学の講座に進学した者であっても、学部時代に培われた研究マインドや上記カリキュラムの充実により、基盤系の講座で基礎研究にも携わる者も多い。 また、組織としてPDCAサイクルを回しながら、以下の方法で有効性を確認していく。 ・前期プログラムについては、自己開発コース、修学論文チュートリアルの運営等を行う医学科教学委員会において、毎年検証を行う。 ・具体的には、前期プログラムの目標履修人数を40名に設定し、履修登録者数を毎年把握し、登録数が増えない場合は、制度を見直すなどして、改善を図る。 ・後期プログラムについては、大学院委員会で検証を行う。 ・後期プログラムの目標履修人数を12名に設定し、履修登録者数を毎年把握し、履修者確保に努める。 ・大学院生の研究業績を、ポートフォリオを通じて把握し、院生の所属講座が臨床であれ基礎であれ、潜在的な研究医を把握し、育成する。 ・大学院修了後に、臨床医で基礎研究に従事している者並びにその研究内容を把握し、基礎医学への貢献度を図る。
------------------------------	---

※過去に入学定員増を実施した際に計画していた研究医養成に関する取組について、その有効性が高いことを確認している旨を、確認方法等とともに記載すること



実績

	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
特別コースの履修者数 ※当該年度の新規履修者	—	12	14	19	14	9	6	8	6	4	1	10	5	9	8	2	2

(入学年度)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
基礎・社会医学系大学院 進学者数【A】 ※括弧内は自大学出身者	2 (0)	8 (1)	8 (2)	6 (3)	2 (1)	2 (0)	3 (1)	6 (0)	5 (2)	4 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (2)	6 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (0)
臨床系大学院進学者数 【B】 ※括弧内は自大学出身者	38 (26)	25 (17)	29 (23)	31 (17)	29 (24)	27 (20)	21 (20)	32 (18)	27 (22)	22 (16)	26 (19)	26 (17)	23 (18)	28 (24)	31 (27)	24 (19)	31 (20)

(博士課程修了年度)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
【A】の修了者数	0	1	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	5	0	2	1
【B】のうち、基礎・社会学系 の論文(又は共著論文)を執 筆した修了者数	11	14	18	9	9	13	9	14	9	6	9	11	9	6	5	7
合計	11	15	19	10	9	13	11	14	9	6	9	11	14	6	7	8

(博士課程修了年度)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
基礎・社会医学研究分野の 就職者数	0	1	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	5	0	2	1
臨床系のうち、基礎・社会医学 研究に従事する者等の数	4	6	12	7	3	9	5	10	4	5	8	8	9	6	5	24
合計	4	7	13	8	3	9	7	10	4	5	8	8	14	6	7	25

学生の確保の見通し等を記載した書類

1. 定員設定の考え方及び充足の見込み

山口県の医師平均年齢は全国最高水準で推移しており、特に 35 歳未満、45 歳未満の医師については平成 10 年以降減少の一途をたどっている。また、山口県の医師の平均年齢は 53.3 歳と全国 47 都道府県中 46 位となっており、本学部の定員数を増加し山口県で働く医師の育成を早急に実施する必要がある。

（後述「3. 収容定員を増加する組織で養成する人材の社会的要請や人材需要の動向」を参照）

山口県においては「将来時点における必要医師数等」（表 1）にもあるように、上位推計した場合は令和 18 年時点でも 88 名医師が不足しているが、医学教育の質の確保及び教育設備の観点で 19 名の増員で定員を設定した。

山口県の 18 歳人口の推移は全国同様に減少傾向ではあるが、本学部での地域枠を選抜する特別選抜志願者は過去 5 年間入学定員も大幅に上回っており、近隣の中国地区・九州地区と同様に医学教育に十分なニーズもある。また、例年実施しているオープンキャンパスや県内及び隣県の高校訪問、入試説明会を積極的に実施して多くの参加者を確保するとともに将来における志願者確保の取り組みも実施している。

（後述「①学生確保の見通しの調査結果」「2. 学生確保に向けた取り組み」を参照）

また、本学部は山口県内唯一の医師養成機関であり昨年度 109 名の定員に対して志願者数が 752 名であり、志願倍率 6.9 倍と高い倍率であったことから、昨年度と同数の定員を設定しても、定員を充足すると見込んでいる。

（表 1）将来時点における必要医師数等

将来時点における必要医師数等

都道府県名 医療圏名	2036年				
	必要医師数	供給推計		供給推計-必要医師数	
		(上位)	(下位)	(供給上位) 不足医師数	(供給下位) 過剰医師数
県南西部	1876	2571	2074	695	198
高梁・新見	149	98	79	-51	-70
真庭	127	93	75	-34	-52
津山・英田	445	445	359	0	-86
広島県	7504	8353	7149	849	-356
広島	3620	4465	3821	846	202
広島西	437	448	384	12	-53
呉	601	892	764	291	162
広島中央	581	490	420	-90	-161
尾三	648	630	539	-19	-109
福山・府中	1340	1173	1004	-167	-336
備北	255	254	218	-1	-37
山口県	3624	3536	2660	-88	-965
岩国	327	300	226	-27	-101
柳井	222	163	123	-59	-100
周南	639	495	372	-144	-267
山口・防府	857	678	510	-179	-347
宇部・小野田	664	1033	777	369	113
下関	660	711	535	52	-125
長門	91	63	48	-28	-44
萩	124	92	69	-32	-55

（出典：厚生労働省 医師需要分科会（H31.2.18）参考資料）

①学生確保の見通しの調査結果

(表2)の「出身高校の所在地県別の入学者数の構成比」によると、1位が山口県(全体の38.5%)、2位が広島県(全体の15.6%)、3位が福岡県(全体の12.8%)であり、地域枠・特別枠の出願要件を山口県の高校を卒業した者又は卒業見込みの者(地域枠は卒業見込みの者のみ)又は出願時において山口県内に3年以上継続して在住する保護者等を有する者とした学生募集地域の設定は妥当なものであると考えられる。

(表2) 出身高校の所在地別の入学者の構成比(上位5県)

	都道府県名	人 数	構成比
1	山口県	42 人	38.5%
2	広島県	17 人	15.6%
3	福岡県	14 人	12.8%
4	兵庫県	5 人	4.6%
4	岡山県	5 人	4.6%
	全 体	109 人	

また、山口県には、医学部を有する大学は本学のみである。近隣大学において、地域医療人材の育成を主目的とした入試枠を設けている国立大学は、中国地方では本学以外に4大学(岡山大学、鳥取大学、広島大学、島根大学)、九州北部では2大学(佐賀大学、長崎大学)、四国地方では4大学(徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学)である。いずれの大学においても、前期日程では3.6~9.4倍、主に地域枠を選抜する特別選抜においても2.3~5.4倍の高い志願倍率となっており(表3)、近隣地域での医学教育に対する十分なニーズがある。

また、本学入学者に対し実施している「大学入学時の状況に関する調査(以下、受験時状況調査という。)」から、本学部入学者のうち、他大学等を含めてオープンキャンパスに参加した者の割合は約46%(図1)であり、本学部受験決定に影響を与えた情報源では、「ホームページの内容」、「大学案内の内容」、「学校の先生からの説明」、「先輩からの説明」、「オープンキャンパス時山大職員からの説明」、「オープンキャンパス時山大生からの説明」、「家族からの説明」、「入試説明会時の時の山大職員からの説明」が上位となっており(図2)、ホームページ、大学案内に加えて、オープンキャンパス、入試説明会が志願者獲得の重要な要因となっている。また、「学校の先生からの説明」が上位であることから、高校訪問時に高校教員に対し本学部の説明を行うことも重要である。また、令和6年度から近隣県に所在する予備校主催の入試説明会等、これまでは参加していなかった説明会にも積極的に参加した。令和6年度は29名、令和7年度は40名の参加者があった。これらの取り組みを今後も積極的に行っていくことにより、十分な志願者数を確保でき、入学定員を充足できると考える。

(表3) 令和7年度 近隣大学における入学試験実施状況 (各大学 HP から)
(前期日程)

	岡山大学	鳥取大学	広島大学	島根大学	佐賀大学	長崎大学
募集人員	94	78	92	58	51	76
志願者数	335	383	487	344	238	380
志願倍率	3.6 倍	4.9 倍	5.3 倍	5.9 倍	4.7 倍	5.0 倍
受験者数	267	307	431	300	179	341
合格者数	95	78	98	65	54	81
入学者数	95	78	98	65	53	77
	徳島大学	香川大学	愛媛大学	高知大学	山口大学	
募集人員	61	76	55	59	55	
志願者数	224	323	516	360	204	
志願倍率	3.7 倍	4.3 倍	9.4 倍	6.1 倍	3.7 倍	
受験者数	156	269	263	225	162	
合格者数	64	82	56	59	55	
入学者数	63	78	56	56	54	

※志願倍率は志願者数÷募集人員を示す。

(特別選抜) ※ただし、特別選抜のうち総合型選抜を除く

	岡山大学	鳥取大学	広島大学	島根大学	佐賀大学	長崎大学
募集人員	8	26	18	44	40	38
志願者数	40	140	64	125	112	118
志願倍率	5.0 倍	5.4 倍	3.6 倍	2.8 倍	2.8 倍	3.1 倍
受験者数	34	139	64	125	111	114
合格者数	3	26	18	37	37	38
入学者数	3	26	18	37	37	38
	徳島大学	香川大学	愛媛大学	高知大学	山口大学	
募集人員	42	30	45	20	44	
志願者数	133	139	122	52	103	
志願倍率	3.2 倍	4.6 倍	2.7 倍	2.6 倍	2.3 倍	
受験者数	97	138	121	52	101	
合格者数	42	30	45	20	44	
入学者数	42	29	45	20	44	

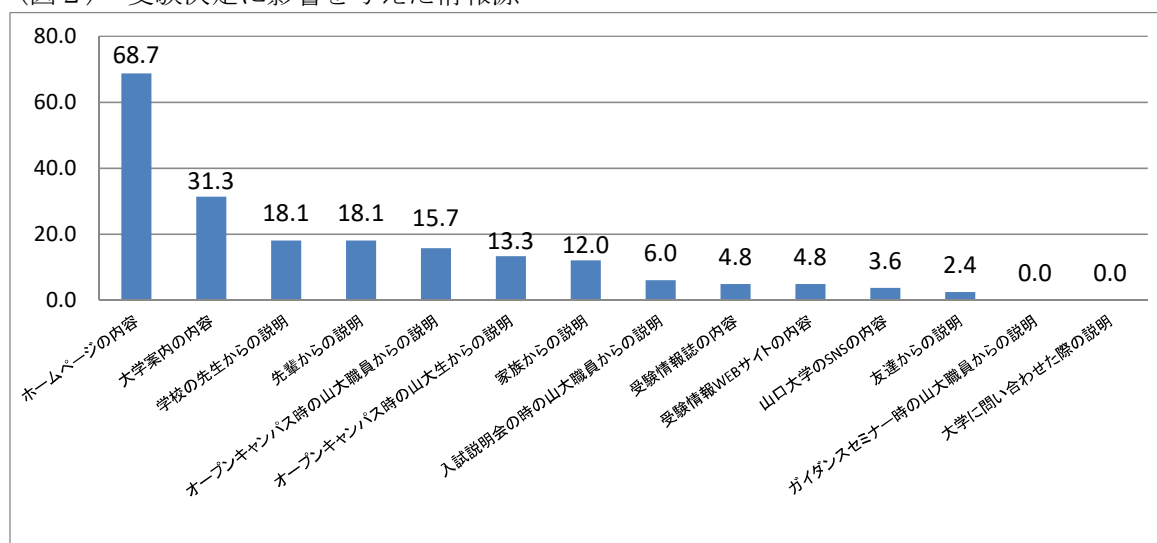
※志願倍率は志願者数÷募集人員を示す。

(図1) オープンキャンパスの参加経験者

(1)オープンキャンパスの参加について				
【高校3年間に山口大学も含めて大学や専門学校などのオープンキャンパスに参加しましたか。】				
<全体・学科別>				
表 5-1-1 全体・学科別 オープンキャンパスへの参加				(%)
	1校参加した	複数校参加した	参加しなかった	合計
医	29.6	16.0	54.3	100.0

(出典：令和7年度山口大学受験時状況調査)

(図2) 受験決定に影響を与えた情報源



(出典：令和7年度山口大学受験時状況調査)

②中長期的な18歳人口の全国的・地域的動向

リクルート進学総研が公開している「18歳人口予測」(図3)によると、令和8年3月の18歳人口の指数は全国平均が102.7(中国地方は102.8)であり、令和7年以前と比べ大きな変化はなく、本学においては過去5年間の平均志願者数が715.2人と募集人員を大幅に超える志願実績を有しており、十分な志願者の確保が可能であると考え。(表5)

さらに、10年後の令和18年3月の指数は全国平均が88.6(中国地方は87.4)と1割強減少するものの、前述同様に、募集人員を大幅に超える志願実績を有しているため、中長期的にも十分な志願者の確保が可能であると考え。

(図3)

18歳人口予測（全体」中国：2024～2036年）



学校基本調査を基にリクルート進学総研にて作成

③同分野を有する競合校の状況

ア 競合校の選定理由と収容定員を増加する組織との比較分析、優位性

本学部は山口県内唯一の医師養成機関であるため、学校種、定員規模、学問分野、所在地、学力層等の各観点での競合校は存在しないが、入学者が多い中国地区、九州地区で検討した結果、上記観点、特に学力層を考慮すると佐賀大学、島根大学が競合校として挙げられる。

本学部、競合校とも国立大学であるため、入試（競合校の受験時期、入学手続き時期）や学生納付金等での優位性はないが、教育方法においては、授業のコース・ユニットの再編による新しい医学教育（チュートリアル、クリニカル・クラークシップ）や、特徴ある教育（自己開発コース、修学論文チュートリアル）などを取り入れており、先進的な電子シラバスをはじめとして、学生の自発的学習態度を育むITを活用した教育も実施している。

また、研究医養成のための取組として、「自己開発コース」を学部3年次に開設し、各研究室等の実践的な研究活動やボランティア活動に参加して、活動の具体的な方法を学び、研究者や社会人と交わることで、学生の学問的・人間的成長を図っている。また、「自己開発コース」の履修以降に選択科目として単位認定する「高度学術医育成コース」を設置している。本コースは、高度学術医育成特別プログラム（SCEAプログラム）と、高度学術医育成一般プログラム（AMRAプログラム）からなり、各プログラムは大学院の共通科目の先取り履修を認めるなど、学部・大学院一貫教育プログラムとなっている。

これら本学部の特色が競合校との優位性として挙げられる。

イ 競合校の入学志願動向等

本学部及び競合校の過去3年間の入学志願状況は(表4)のとおりである。島根大学は減少傾向であるが、本学部、佐賀大学の志願状況は安定しており、競合校の志願状況が本学部の志願状況に与える影響は少ない。よって、十分な志願者を確保でき、入学定員を充足できると考える。

(表4) 本学及び競合校の過去3年間の入学志願状況(各大学HPから)

大学	年度	募集 人員	志願 者数	志願 倍率	受験 者数	合格 者数	入学 者数	充足率
山口大学	R5	109	743	6.8	453	110	109	1.0
	R6	109	668	6.1	397	116	109	1.0
	R7	109	752	6.9	302	109	109	1.0
島根大学	R5	102	779	7.6	545	102	102	1.0
	R6	102	594	5.8	529	104	102	1.0
	R7	102	469	4.6	425	104	102	1.0
佐賀大学	R5	103	583	5.7	360	106	103	1.0
	R6	103	535	5.2	308	107	104	1.0
	R7	103	551	5.3	353	104	103	1.0

ウ 学生納付金等の金額設定の理由

学生納付金の額は、山口大学の他の学部と同様に、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」に定める標準額と同額に設定する。

④既設組織の定員充足の状況

本学部の「全入学試験(2年次編入学試験を除く)」の受験者数(表5)は、令和3年度から令和7年度の平均で376.4名である。同期間における志願倍率は6.6倍となっている。

「緊急医師確保対策枠」の受験者数は、令和3年度から令和7年度の平均で65.2名である。同期間における志願倍率は13.2倍となっている。

「地域医療再生枠」の受験者数は、令和3年度から令和7年度の平均で83.2名である。同期間における志願倍率は8.5倍となっている。

「重点医師確保対策枠」は令和5年度に新設され、受験者は令和5年度から令和7年度の平均で47名である。同期間における志願倍率は24.0倍となっている。

今回の定員変更は、令和7年度を期限とする臨時の入学定員について、令和8年度までの期限を付して再度令和7年度と同数の臨時定員増を行うものである。

過去5年間志願者数が入学定員を大幅に上回っている状況が続いており、「緊急医師確保対策枠」、「地域医療再生枠」及び「重点医師確保対策枠」についてはこれまでどおりの枠組みで入試を実施するため、過去の入試実績と同等の受験者数が期待できることから、入学定員を充足できると考える。

(表 5) 令和 3 年度～令和 7 年度 入学試験実施状況
(全入学試験) ※ 2 年次編入学試験を除く

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	5 年間平均
募集人員	107	107	109	109	109	108.2
志願者数	635	778	743	668	752	715.2
志願倍率	5.9 倍	7.2 倍	6.8 倍	6.1 倍	6.9 倍	6.6 倍
受験者数	418	312	453	397	302	376.4
合格者数	108	108	110	116	109	110
入学者数	107	107	109	109	109	108.2

(緊急医師確保対策枠)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	5 年間平均
募集人員	5	5	5	5	5	5
志願者数	54	56	70	73	78	66.2
志願倍率	10.8 倍	11.2 倍	14.0 倍	14.6 倍	15.6 倍	13.2 倍
受験者数	54	54	69	71	78	65.2
合格者数	5	5	5	5	5	5
入学者数	5	5	5	5	5	5

※学校推薦型選抜Ⅱにおいて、令和 4 年度までは「地域枠」、「緊急医師確保対策枠」及び「地域医療再生枠」の 3 枠のうち 2 枠まで、令和 5 年度から「地域枠」、「緊急医師確保対策枠」、「地域医療再生枠」及び「重点医師確保対策枠」の 4 枠のうち 3 枠まで順位を付して併願することを可能としており、上記表「緊急医師確保対策枠」における「志願者数」及び「受験者数」については、「緊急医師確保対策枠」を第 1 志望、第 2 志望又は第 3 志望にあげた者の合計を記載している。

(地域医療再生枠)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	5 年間平均
募集人員	10	10	10	10	10	10
志願者数	85	83	83	89	84	84.8
志願倍率	8.5 倍	8.3 倍	8.3 倍	8.9 倍	8.4 倍	8.5 倍
受験者数	83	82	82	87	82	83.2
合格者数	10	10	10	10	10	10
入学者数	10	10	10	10	10	10

※令和 2 年度入試以降、鳥取県枠（1 名）を廃止し、鳥取大学の山口県枠（1 名）を本学へ移行

※令和 3 年度入試以降、「地域医療再生枠（山口県枠）」から「地域医療再生枠」に名称変更

※学校推薦型選抜Ⅱにおいて、令和 4 年度までは「地域枠」、「緊急医師確保対策枠」及び「地域医療再生枠」の 3 枠のうち 2 枠まで、令和 5 年度から「地域枠」、「緊急医師確保対

策枠」、「地域医療再生枠」及び「重点医師確保対策枠」の4枠のうち3枠まで順位を付して併願することを可能としており、上記表「地域医療再生枠」における「志願者数」及び「受験者数」については、「地域医療再生枠」を第1志望、第2志望又は第3志望にあげた者の合計を記載している。

(重点医師確保対策枠)

	R5 年度	R6 年度	R7 年度	3 年間平均
募集人員	2	2	2	2
志願者数	47	47	50	48
志願倍率	23.5 倍	23.5 倍	25.0 倍	24.0 倍
受験者数	46	45	50	47
合格者数	2	2	2	2
入学者数	2	2	2	2

※学校推薦型選抜Ⅱにおいて、令和5年度から「地域枠」、「緊急医師確保対策枠」、「地域医療再生枠」及び「重点医師確保対策枠」の4枠のうち3枠まで順位を付して併願することを可能としており、上記表「重点医師確保対策枠」における「志願者数」及び「受験者数」については、「重点医師確保対策枠」を第1志望、第2志望又は第3志望にあげた者の合計を記載している。

2. 学生確保に向けた取り組み

本学部では、志願者を確保するため、例年オープンキャンパスを実施しており、過去5年間の参加者数は(表6)のとおりとなっている。令和3年度、令和4年度はコロナ禍の影響でWeb開催となったが、本学部が提供した動画コンテンツへのアクセス数は700件以上であった。令和5年度からは来場型とオンライン型のハイブリッドで開催しており、600名以上の参加者があった。

(表6) オープンキャンパスの参加者数

年度	参加者数	備考
R3	743	動画へのアクセスの延べ件数
R4	852	動画へのアクセスの延べ件数
R5	来場型：361 オンライン型：270	
R6	来場型：360 オンライン型：260	
R7	来場型：230 オンライン型：430	来場者数(付添者等除く)

その他に、過去の入学実績等を基に入試委員会において選考した県内及び隣県の高校を訪問し、高校生及び教員に対し本学部の入試・カリキュラム・学生支援等についての説明を行っている。令和6年度は12校訪問し、234名の参加者があった(表7)。令和7年度も積極的に訪問を行っており、7月時点で10校訪問し、214名の参加者があった。なお、令和5年度からは参加者の利便性等を考慮し、オンラインでの入試説明会も併せて開催している。

(表 7) 高校訪問実績及び予定 (オンライン含む)

項目		R3	R4	R5	R6	R7
県内高校	校数	8	8	9	8	6
	参加人数	110	126	185	164	154
県外高校	校数	2	2	5	4	6
	参加人数	50	110	145	70	60
合計	校数	10	10	14	12	10
	参加人数	160	236	330	234	214

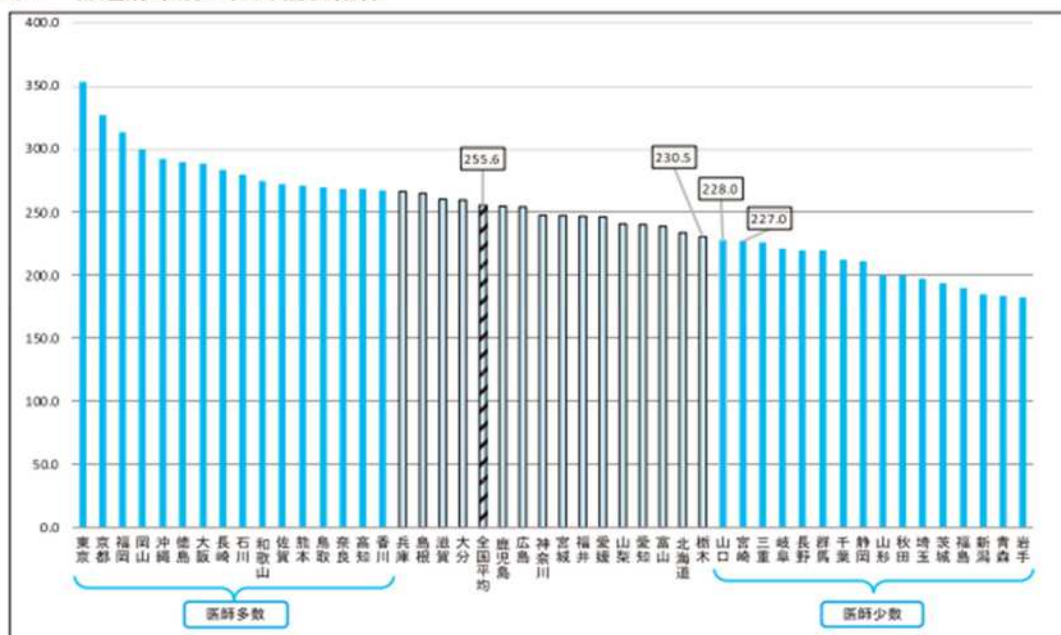
本学部の過去5年間の入学試験実施状況は(表5)のとおりであり、上記取組の効果により安定した状況が続いているため、今後も取組を継続していく。また、令和6年度から新たな学生獲得に向けた開拓として近隣予備校主催の説明会に参加し、参加者と活発な質疑応答が行われ高い関心を獲得した。引き続き、入試委員会において、今後の方針(訪問する高校の再検討・拡大、高校教員に対する説明の機会の確保、予備校主催の説明会等への参加拡大等)を検討し、学生獲得に向けた取組を積極的に行うことで、今後も安定的に志願者を確保できると考える。

3. 収容定員を増加する組織で養成する人材の社会的要請や人材需要の動向

山口県の令和2年度の「医師偏在指標」は全国平均(239.8)と比較して23.6下回っている状況であったが、さらに、令和5年8月9日付け厚生労働省公表の「医師偏在指標」(図4)では228.0となり、全国平均(255.6)と比較して27.6下回り、下位33.3%である『医師少数県』に区分された。また、山口県内における二次医療圏別の人口10万人対医師数についても、保健医療圏毎で比較しても、柳井及び長門保健医療圏では全国平均を大きく下回っている状況である(表8)。

(図 4) 医師偏在指標

図 2 都道府県別の医師偏在指標

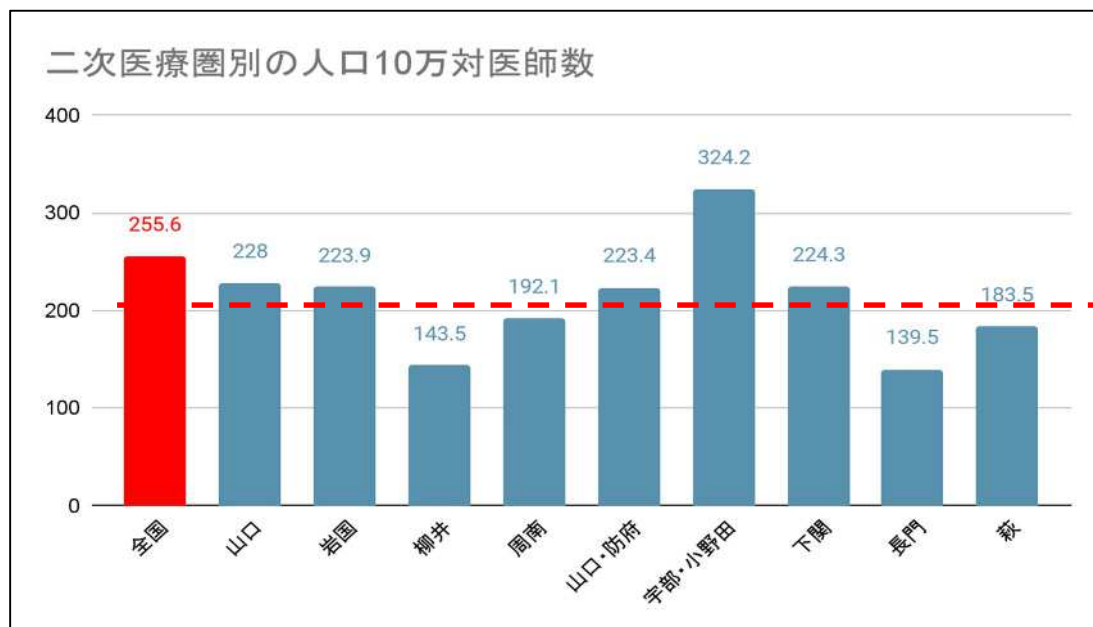


(出典：第8次山口県保健医療計画)

(表 8) 医師偏在指標

	全国	山口県	岩国	柳井	周南	山口 防府	宇部 小野田	下関	長門	萩
医師 偏在指標	255.6	228.0	223.9	143.5	192.1	223.4	324.2	224.3	139.5	183.5

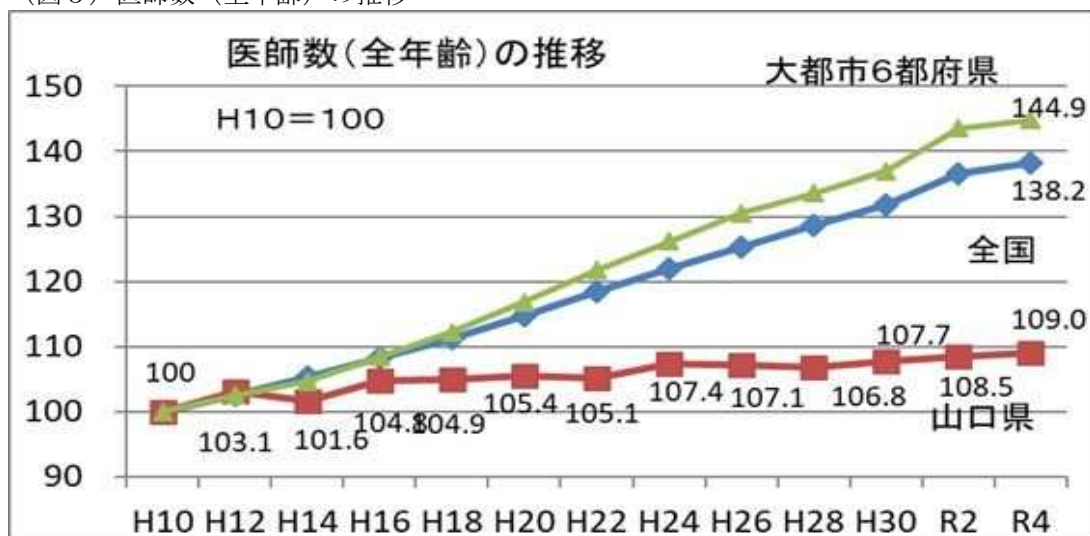
(出典：厚生労働省ホームページ「医師確保計画」(令和5年8月9日))



(出典：厚生労働省 HP「医師確保計画」(令和6年1月10日更新))を基に作成

山口県の医師数増加率については、平成10年と比較した令和4年において+9.0%とやや低く、全国平均の1/4以下の増加率である。(図5)。また、山口県の医師の平均年齢は令和4年度には53.3歳にまで上がり、全国47都道府県中46位と全国最高水準で推移している(表9)。特に35歳未満、45歳未満の医師数は、近年では増加傾向であるものの、平成10年と比較して少ない状況で推移している(図6、7)。

(図5) 医師数(全年齢)の推移

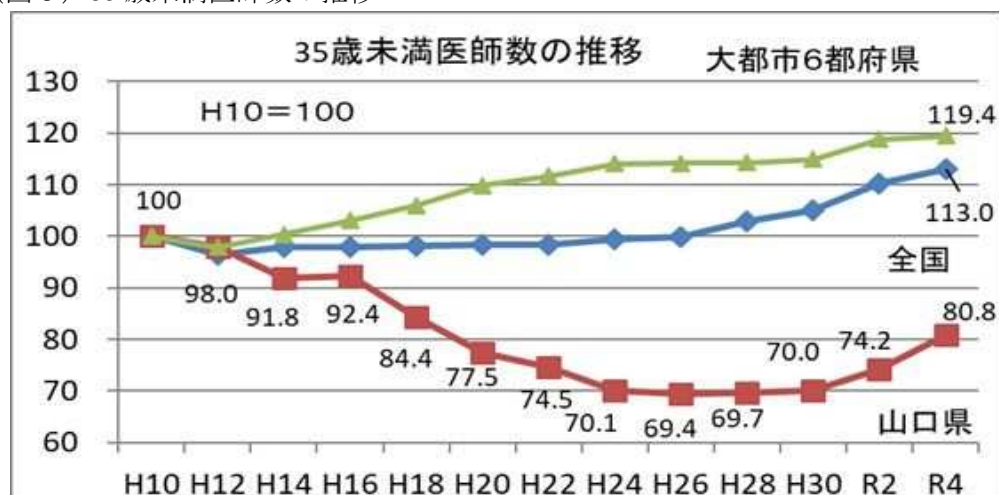
(出典：山口ドクターネット https://www.y-doctor.med.yamaguchi-u.ac.jp/dr_status/)

(表 9) 平均年齢の推移と全国順位

(出典：厚生労働省 令和 4 (2022) 年医師・歯科医師・薬剤師統計)

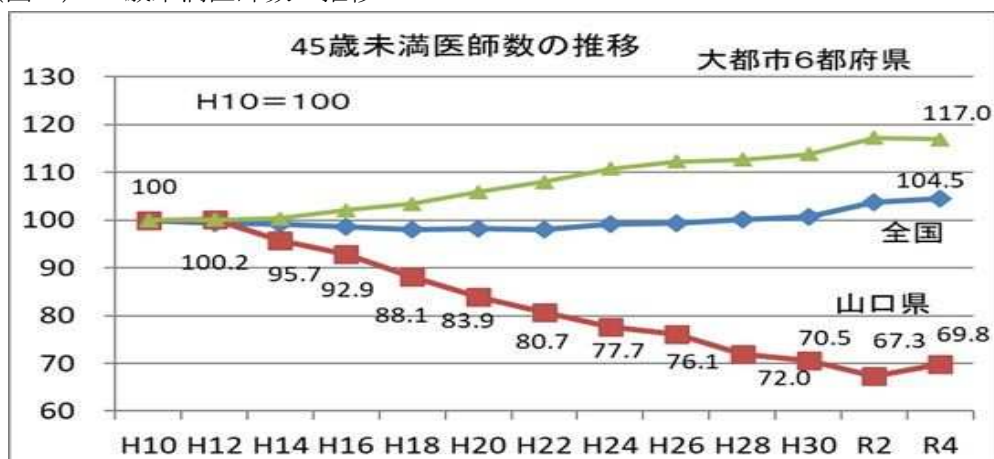
区分	H10	H18	H26	H28	H30	R2	R4
全国	47.2歳	48.1歳	49.3歳	49.6歳	49.9歳	50.1歳	50.3歳
山口県	48.8歳 (47位)	49.9歳 (45位)	52.1歳 (46位)	52.5歳 (46位)	53.0歳 (47位)	53.3歳 (47位)	53.3歳 (46位)

(図 6) 35 歳未満医師数の推移



(出典：山口ドクターネット https://www.y-doctor.med.yamaguchi-u.ac.jp/dr_status/)

(図 7) 45 歳未満医師数の推移



(出典：山口ドクターネット https://www.y-doctor.med.yamaguchi-u.ac.jp/dr_status/)

こうした背景から、厚生労働省が示す「将来時点における必要医師数等」（表 1）において、2036 年の上位推計しても不足医師数が△88 人となり、下位推計した場合は△965 人と大幅に不足すると見込まれている。

上述の状況を踏まえ、これまで以上に医師需要の拡大が見込まれ持続的な医師確保に取り組む必要がある中で、直接的な母数増につながる本学部定員数の増加は山口県の医師確保対策の中心的な取組となる。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	タニザワ ユキオ 谷澤 幸生 ＜令和4年4月＞		医学博士		山口大学 学長 (令和4年4月～令和10年3月)